

第 2 次浜松市環境基本計画・令和 3 年度施策（事業）の進捗状況について

環境政策課

第 2 次環境基本計画における令和 3 年度の具体的な施策・事業数及びその進捗状況（継続・新規・廃止）は、以下の表の通り。

5 つの基本方針		施策・事業数	進捗状況		
			継続	新規	廃止
1	健康で安全な生活環境を保全する都市	68	68	0	0
2	資源を有効に活用する循環型都市	45	44	1	0
3	気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	46	46	0	0
4	多様な環境と人々の暮らしが共存する都市	48	46	0	2
5	環境活動を実践する人が育つ都市	51	50	1	0
計		258	254	2	2

【新規施策】

- ・ No87：西部清掃工場の更新
- ・ No256：市民への SDGs 認知度向上および環境と SDGs の一体的な普及啓発

【廃止施策】

- ・ No182：動物の生息環境・移動経路確保のための緑の回廊形成
- ・ No239：公園や公共施設を活かした環境保全団体との連携・環境教育拠点の整備充実

【その他】

- ・ No199：民間施設の緑化推進
- ・ No229：市民協働による緑地保全の取組み推進
→市民緑地制度の活用や市民・事業者による緑地管理制度に関する検討を新たに開始。
- ・ No253：持続可能な社会の重要性を意識した教育や啓発
→消費者教育については継続しているものの、防災教育については検討の結果、廃止。

※次頁「第 2 次浜松市環境基本計画（改定版） 施策一覧」にて、各施策の令和 3 年度進捗状況について、各課による報告内容を記載。

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		関係するSDGs	担当課	関連課			
				進捗・評価	関係計画・ビジョン等						
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針	メイン	その他				
1	健康で安全な生活環境を保全する都市	1 大気汚染対策	1 工場・事業場におけるばい煙など排出削減対策	大気汚染防止法に基づく規制対象事業所へ立入検査を実施し、ばい煙などの排出削減のため適正な指導を行います。	立入計画に基づく立入検査を年間70件程度実施し、大気汚染の負荷低減の指導を実施した。	規制対象事業所へ立入検査を継続して実施する。	継続中	3	11	環境保全課	
2			2 自動車排出ガス対策	市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	市内では、13地域で市が委託する地域バスを運行しているほか、1地域で市が委託する自主運行バスを運行している。地域バスは地域住民の参加する地域交通検討会で運行方法を協議しており、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。	継続して自主運行バス・地域バスを運行し、地域住民の生活交通の確保に努める。	継続中	浜松市総合交通計画 第4章 P16,117	11		交通政策課
3				公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大イ型商業施設、総合病院などと連携し、パーク＆ライドやサイクル＆ライドを推進します。	交通事業者がパーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	継続中	浜松市総合交通計画 第4章 P118～121	11		交通政策課
4				歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。	自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	自転車活用推進計画に基づいた自転車通行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	継続中	浜松市自転車活用推進計画	11		道路企画課
5				渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	渋滞の抑制により、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	主要渋滞箇所の交差点改良を推進し、渋滞の抑制を図る。	継続中		11		道路企画課
6				事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。	次世代自動車センターへの支援	地元中小企業のEVを含む次世代自動車への対応を支援する「次世代自動車センター」を支援する。	継続中		8		産業振興課
7				市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。	電気自動車用急速充電器(6台)の維持管理 利用実績(6台合計) 平成27年度:1,868回 平成28年度:3,423回 平成29年度:5,517回 平成30年度:6,327回 令和元年度:7,578回 令和2年度:8,034回 令和3年度:8,217回 次世代自動車試乗会の開催(H29) 道の駅3か所 計6日間 試乗者:計155人 次世代自動車パークショウの開催(H29) 参加者:40人 燃料電池自動車(FCV)の導入 令和元年度:10月1日 可搬型外部給電器 令和2年度:7月20日 FCVを用いたイベント等での普及啓発活動 令和元年度:8回 令和2年度:4回 令和3年度:6回	電気自動車用急速充電器の維持管理については当面継続する。 次世代自動車の普及啓発は、イベント等でのFCV及びV2Lの活用や、クールチョイス普及啓発の中で継続的に実施していく。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	13	7, 9, 12	カーボンニュートラル推進事業本部
8				大気汚染情報の的確な監視と市民への情報提供	大気汚染物質や微小粒子状物質による大気汚染の実態を的確に把握するため、大気測定局での監視を継続し、観測結果を公表します。	一般環境測定局9局及び自動車排出ガス測定局3局において市内の大気汚染の常時監視を実施した。また、観測結果の速報値をホームページで公表した。年間値については、「浜松市の環境の現状と対策」としてまとめ、ホームページで公表し、市民への周知を図った。	大気測定局での監視を継続し、観測結果を公表する。	継続中	3	11	環境保全課
9				大気汚染物質の注意報等が発令されたときや微小粒子状物質の注意喚起情報が発表された時には、速やかに市民・事業所などに周知します。	静岡県と連携し、大気汚染物質の監視強化期間を設け、休日等の時間外でも迅速な対応の体制を整えた。また、マニュアルを作成し、注意報等の発令に備え、HP及び防災無線、防災ホットメール等にて市民・事業者などに周知する体制を整えた。	引き続き、大気汚染物質の注意報等が発令されたときや微小粒子状物質の注意喚起情報が発表された時には、速やかに市民・事業所などに周知する。	継続中		11	3	環境保全課
10				アスベストの大気環境への排出防止	解体工事などに伴うアスベストの飛散を防止するため、大防法に基づく適正処理を周知・指導します。	特定粉じん排出等作業の届出のあった約30工事現場について立入検査を実施し、作業基準の遵守義務を指導した。また、建設リサイクル法に基づく合同パトロール等を知工現場で実施し、改正法の周知やアスベストの作業基準の遵守義務等の指導を行った。	特定粉じん排出等作業に伴う工事現場へ継続して立入検査を実施する。また、建設リサイクル法の合同パトロール等を継続して実施し改正法の周知を進めると共に、アスベスト・アナライザーを用いた立入検査を行い、アスベストの作業基準の遵守について事業者指導を行う。	継続中	3	11	環境保全課
11			2 水質保全対策	1 川や湖を守る条例の運用	河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。	河川利用者の多い夏季に環境保全団体及び北区・天竜区と連携し、環境共生区域のパトロールを実施した。 平成27年度～令和3年度(環境共生区域内の水環境汚濁行為者0人)	浜松市川や湖を守る条例に基づき、引き続き、環境共生区域での河川パトロールを実施する。	継続中	6	14	環境政策課
12				イ 浜名湖内湖の中で、猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖など、閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。	浜名湖内湖7箇所において定期的に水質調査を実施した。猪鼻湖においては、果樹園から流出する肥料成分の負荷削減の目的で、施肥協議会の取り組みとして、三ヶ日町のみかん農家で草生栽培の実証試験を実施した。	浜名湖内の水質調査を継続して実施する。施肥協議会を活用し、浄化対策の検討、推進を継続して実施する。	継続中	3		環境保全課	
13				ウ 湖沼保全区域内の特定事業場への立入検査を実施し、事業場排水について適切な指導を行います。	立入計画に基づき、湖沼保全区域内の特定事業場への年間37件の立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	湖沼保全区域内の特定事業場への立入検査を継続して実施する。	継続中	3		環境保全課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覽

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況 (R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課				
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他						
14	健康で安全な生活環境を保全する都市	2 水質保全対策	1 川や湖を守る条例の運用	湖沼保全区域における肥料の使用実態の把握に努めるとともに、同区域において肥料を使用する者に対し、水環境への負荷が少ない肥料の使用法の普及に取り組みます。	施設協議会(書面開催)において、事業者から肥料販売量、使用量、土壌検査結果などを収集し、使用実態を把握した。また、果樹園から流出する施設肥成分の負荷量削減の目的で、施設協議会の取り組みとして、三ヶ日町のみかん農家で草生栽培の実証試験を実施した。	草生栽培の実証試験の継続により、猪鼻湖周辺の果樹園における草生栽培の普及を図る。	継続中		3	12	環境保全課				
15				2 生活用水の安定供給	生活用水について、水源の水質悪化リスクに対応するため、浄水の高度処理方法を推進します。	活性炭注入に係る設備を設置した。	運用のマニュアル化、保守管理の仕組みづくり等、安定的な運用ができる体制を整備する。	継続中	浜松市水道事業ビジョン2015-2024	6			浄水課		
16				3 生活排水による水環境への負荷低減	公共下水道整備予定区域については効果的な整備を進めます。	水環境改善のため、汚水処理施設の適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を実施する。 現在 R 3(末)→81.4% 目標 R 6(末)→92%	今後も、汚水処理施設の未普及地域において、下水道、浄化槽等の汚水処理施設の適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を実施する。	継続中	浜松市下水道ビジョン 第4章 7つの具体的施策 汚水処理10年プランの推進	6				下水道工事課	
17					公共下水道の接続率の向上を図ります。また、公共下水道整備予定区域外において、くみ取便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯に対し、合併処理浄化槽への設置替えを促すとともに、すべての浄化槽設置者に適正な維持管理を呼びかけます。	職員による戸別訪問を実施し下水道接続の重要性や浄化槽設置補助金制度について丁寧な説明を行った。 下水道接続率:94.5%(H26末)→96.6%(R3末) 合併浄化槽基数:19,354基(H26末)→26,077基(R3末)	引き続き戸別訪問を実施する。	継続中	浜松市下水道ビジョン 第4章 第1項・汚水処理10年プランの推進(P23) ・下水道接続率向上と合併処理浄化槽設置の促進(P25)(H21~R6)	6				お客さまサービス課	
18				4 し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理の確立	し尿処理施設の適切な運転管理体制を確立するとともに、性能水準確保のために、年次計画に基づく維持管理を行います。	し尿処理体制の効率化が図られ、適正に維持管理された。	性能水準を確保するために、年次計画に基づく維持管理を行う。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【生活排水処理基本計画編】(H26~R10)P32	11	6、12、14			廃棄物処理課	
19					し尿処理施設のライフサイクルコストの低減を図るとともに、下水道接続率の向上や将来の人口減少を見据え、施設の統合や長寿命化計画により、改修工事と予防保全を行うことで、安定的なし尿処理体制の確立を図ります。	施設の統合が完了し、長寿命化計画に基づき西部衛生工場の改修工事を行った。工事の進捗率は令和3年度現在79.4%。	長寿命化計画に基づき、改修工事と予防保全を行う。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【生活排水処理基本計画編】(H26~R10) P32	11	6、12、14			廃棄物処理課	
20					予測される大規模災害時に対応可能なし尿処理体制を構築します。	処理体制の効率化が図られ、長寿命化工事を実施することにより、強靱なし尿処理体制の構築を行っている。	処理施設や収集運搬の強化を図り、大規模災害時に対応可能なし尿処理体制を構築する。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【生活排水処理基本計画編】(H26~R10) P33	11	6、12、14、17			廃棄物処理課	
21				5 工場・事業場における排水対策	工場・事業場における排出基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、排水対策の強化への協力を求めています。	立入計画に基づく立入検査を年間102件実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	立入検査時の指導を継続して実施する。	継続中		3				環境保全課	
22					排出基準が適用されない工場・事業場に対しては、排水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言、指導を行います。	立入計画に基づき排水基準が適用されない工場・事業場にも立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	排水基準が適用されない工場・事業場への立入検査及び汚濁負荷削減の指導を継続して実施する。	継続中		3				環境保全課	
23					良好な水質を守るため、地域代表、事業者、行政が協力して、芳川の着色対策を推進します。	芳川で定期的に着色度を測定するとともに、芳川着色対策連絡会(書面開催)において意見交換を実施した。また、染色工場の排水処理施設を現地調査した。	地域代表、事業者、行政で協力して、芳川の着色対策を推進する。	継続中		3	11			環境保全課	
24				6 市民や各種団体との連携による活動の推進	環境活動を通じて参加者・参加団体と連携を図りながら、清掃活動や動植物の保全活動、勉強会などを開催し、河川、湖沼などの水質改善対策事業を推進します。	市民団体・事業者等と連携し、海岸の清掃活動を実施し、市民意識の高揚と水環境の保全を図った。 ウエルカメクリーン作戦参加者数(団体数) 平成27年度:4,095人(77団体) 平成28年度:4,613人(86団体) 平成29年度:3,583人(49団体) 平成30年度:3,108人(70団体) 令和元年度:3,526人(60団体) 令和2年度:中止 令和3年度:2,413人(64団体) 浜名湖クリーン作戦参加者数(団体数) 平成27年度:18,141人(187団体) 平成28年度:15,165人(182団体) 平成29年度:16,653人(198団体) 平成30年度:15,047人(197団体) 令和元年度:15,217人(207団体) 令和2年度:中止 令和3年度:中止	清掃活動等の環境活動を通じて、参加者・参加団体と連携を図りながら、引き続き河川・海岸等の水質改善対策事業を推進する。	継続中		17	14			環境政策課	
25					NPO・自治会・事業者などと幅広く協働し、水環境に関する意見交換会の開催などを通じて、水環境改善に向けた意識向上を図ります。	佐鳴湖地域協議会のイベントとしてプラットフォーム構築に向けたワークショップや、市民活動団体の交流の場として佐鳴湖交流会を開催した。	佐鳴湖地域協議会によるイベントを継続して開催する。	継続中	佐鳴湖水環境向上行動計画(第2期)(R2~R6)	3	15			環境保全課	
26					広報紙やインターネット等による水質調査結果の公表などを通じて、水環境改善のための施策について市民の理解と協力を得られるよう取り組みます。	水質調査結果を冊子(浜松市の環境の現状と対策)、ホームページ、報道などにより公表し、市民への周知を図った。	冊子、ホームページ、報道などによる水質調査結果の公表を継続して実施する。	継続中		3				環境保全課	
27					市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や水質浄化活動を推進します。	佐鳴湖で市民・NPO・事業者が参加するヨシ刈イベントを開催し、水質浄化及び啓発を実施した。また、市民へ雨水浸透ますの設置を普及促進した。	佐鳴湖でのヨシ刈イベントの開催及び市民へ雨水浸透ます設置の啓発活動を継続して実施する。	継続中	佐鳴湖水環境向上行動計画(第2期)(R2~R6)	3	15			環境保全課	
						準用河川豊田川では、地元意見を踏まえ整備した親水護岸が地域に根付き、地域住民・学校・企業による河川清掃やお花見が開催されるようになった。	河川整備にあたっては、引き続き、「浜松市川づくり計画」に基づき、各流域の河川特性を踏まえた良好な水辺空間の整備を推進する。	継続中	浜松市川づくり計画(H25~R4)	11	13			河川課	
28		7 水質汚濁状況の確定的監視	河川・湖沼など、公共用水域の測定点や、測定回数、測定項目を見直すなど、水質の実態を的確に把握する体制を整え、常時監視を実施し、監視結果を公表します。	水質測定計画の見直しを行い、適正な水質調査を実施するとともに、調査結果を公表した。	水質測定計画の見直し及び調査結果の公表を継続して実施する。	継続中		3	15		環境保全課				
29	3 音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創出	1 感覚公害に対する指導、啓発活動	静岡県生活環境の保全等に関する条例、音・かおり・光条例に基づき、生活騒音対策に関する指導、啓発活動を推進します。	規制の対象とならない騒音に対して、市民の相談に対応した。また、椅子広告 표시により条例啓発に努めた。	引き続き、規制の対象とならない騒音について、市民の相談に対応する。また、広告やグッズ配布等を通じた市民への呼びかけを行い、継続して条例を周知していく。	継続中		11			環境保全課				

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況 (R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
30	1 健康で安全な生活環境を保全する都市	音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造	1 感覚公害に対する指導・啓発活動	悪臭防止法や生活環境保全条例、音・かおり・光条例に基づき、悪臭対策に関する指導、啓発活動を推進します。	規制の対象とならない悪臭に対して、市民の相談に対応した。また、椅子広告 표시により条例啓発に努めた。	引き続き、規制の対象とならない悪臭について、市民の相談に対応する。また、広告やグッズ配布等を通じた市民への呼びかけを行い、継続して条例を周知していく。	継続中	11	3	環境保全課	
31				音・かおり・光条例の規定に基づき、照明器具などの減灯などの協力要請、照明器具などの設置における配慮、営業時間外における減灯又は消灯の奨励、投光器などの使用の制限について、市民・事業者と協力を求めます。	光害に関する苦情に対応し、適切な照明の配置や減灯について指導を行った。	あらゆる光害の情報収集を継続し、適切な照明の配置や減灯について指導を行う。		11	環境保全課		
32				2 浜松市音・かおり・光資源の保全	音・かおり・光条例に基づき選定した浜松市音・かおり・光資源を、広く市民に周知します。	音・かおり・光資源対象箇所への啓発案内看板の修繕・維持管理をした。		条例の趣旨に合うように、資源の見直しを行う。	11		
33	4 騒音・振動・悪臭対策	1 自動車騒音・振動対策の推進	1 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	市内では、13地域で市が委託する地域バスを運行しているほか、1地域で市が委託する自主運行バスを運行している。地域バスは地域住民の参加する地域交通検討会で運行方法を協議しており、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。	継続して自主運行バス・地域バスを運行し、地域住民の生活交通の確保に努める。	11	浜松市総合交通計画 第4章 P120, 121	11		交通政策課	
34			2 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク＆ライドやサイクル＆ライドを推進します。	交通事業者がパーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	11	浜松市総合交通計画 第4章 P118～121	11		交通政策課	
35			3 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。	自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	自転車活用推進計画に基づいた自転車通行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	11	浜松市自転車活用推進計画	11		道路企画課	
36			4 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	渋滞の抑制により、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	主要渋滞箇所の交差点改良を推進し、渋滞の抑制を図る。	11		11		道路企画課	
37			5 良好な住環境を保全するため、高機能舗装の整備や街路樹の配置により、自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。	舗装維持管理や街路樹再整備方針に基づき、適切な維持管理を実施した。	良好な住環境を保全するため、計画的な舗装修繕や街路樹管理により、自動車による振動の緩和対策を進めます。	11		9	11	道路保全課	
38			2 工場・事業場及び建設作業における騒音・振動対策の推進	1 工場・事業場及び特定建設作業現場からの騒音・振動を抑制するため、騒音規制法、振動規制法や生活環境保全条例に基づく規制・指導を行います。	立入計画に基づき騒音の特定事業所へ年間10件程度、振動の特定事業所へ年間5件程度、立入検査を実施し、騒音・振動の測定結果を基に規制の遵守を指導した。また、市民からの相談を受け、騒音・振動の抑制を指導した。騒音・振動苦情の発生状況を分析し、苦情発生を未然に防ぐための方法を検討した。	規制対象事業所へ立入検査を継続して実施する。騒音・振動苦情の発生件数が多い市街化調整区域において、新築・増築を計画している事業所へ公署関連法令の遵守と公害防止に係る対策の実施を促す。	11		11		環境保全課
39				2 低騒音型設備の導入や防音対策の手法を指導します。	特定施設設置事業者や特定建設作業実施者へ低騒音型設備や防音対策の手法を指導した。	引き続き特定施設設置事業者や特定建設作業実施者へ低騒音型設備の導入や防音対策の手法を指導する。	11		11		環境保全課
40			3 航空機騒音対策の推進	浜松飛行場周辺の飛行機騒音対策については、県などと協力し、管理者に対して騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう求めます。	県基地区域協議会を通じて、浜松市を管轄している南関東防衛局長に、航空機の騒音対策等の要望書を直接渡すなどの要望活動を実施している。	航空機の騒音対策を推進していただくため、要望活動を継続して実施していく。	11		11		市民生活課
41			4 悪臭対策の推進	1 地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や生活環境保全条例に基づく指導を行います。	悪臭の特定事業所へ聞き取り検査を実施し、悪臭の低減を指導した。	規制対象事業所へ必要に応じて立入検査を実施する。	11	3	11	3	環境保全課
42				2 悪臭防止に向けた指導啓発に努めます。	市民・農業従事者・事業者などに対し、広報はままつ、ホームページ、パンフレットなどで悪臭の発生抑制を周知し、悪臭防止を啓発した。	広報はままつ、ホームページ、パンフレットなどで、継続して悪臭防止を啓発する。	11	3	11	3	環境保全課
43	3 畜産農家に対し、県との連携による現場確認や指導、悪臭対策講習会への参加を支援します。	定期牛検査(牛ヨネ病検査) 7戸580頭検査(全頭陰性、現場確認、改善指導なし) 肉牛飼養衛生管理巡回 23戸巡回(現場確認、改善指導なし) 鳥インフルエンザ検査及びニューカッスル病等検査 6戸273羽検査(全羽陰性及び健康、現場確認、改善指導なし) 産後腐敗病検査 868群検査(全て陰性、現場確認、改善指導なし) (検証・評価)畜産農家における悪臭対策の推進に有効な施策である。		継続して畜産農家に対し、現場確認や指導、講習会への参加を支援していく。	6		6		農業振興課		
44	5 騒音・振動的な監視	1 畜産経営に起因する悪臭を防止するため、処理施設及び処理機械の導入を促進するとともに、新たな悪臭防止対策を検討します。	悪臭防止対策事業に対する補助金の交付(家畜糞せつ物処理施設、機械整備等) R3 5件 2,089千円 (検証・評価)畜産農家における悪臭対策の推進に有効な施策である。	処理施設及び処理機械の導入を引き続き促進していく。	6		6		農業振興課		
45		2 自動車騒音、環境騒音(一般地域)、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動に係る測定を継続して実施し、測定結果を公表します。	自動車騒音、環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動の測定を実施し、測定結果を「浜松市の環境の現状と対策」としてまとめ、ホームページ、報道発表などで市長へ公表した。	引き続き、自動車騒音、環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動の測定を継続して実施し、測定結果を公表する。	11		11		環境保全課		
46		5 土壌・地下水汚染の防止	1 工場・事業場などの敷地土壌の汚染防止	有害物質を取り扱う工場・事業場などに対する監視・指導の徹底を図ります。	有害物質を取り扱う工場・事業場に立入検査を行い、施設の構造基準の遵守及び点検の実施を指導し、土壌・地下水汚染の未然防止を図った。	立入検査の際に、有害物質の漏洩の確認を継続して実施する。	3	6	3	6	環境保全課
47	2 有害物質を取り扱う工場・事業場などの廃止や形質変更の際には、土壌汚染対策法に基づく土壌調査及び地下水調査を実施するよう事業者へ指導します。		土壌汚染対策法に基づく調査義務発生時には、法定方式による土壌及び地下水調査の実施を指導した。	調査義務発生時には、法に基づく適切な指示を継続して実施する。	3	6	3	6	環境保全課		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		関係するSDGs	担当課	関連課			
				進捗・評価	関係計画・ビジョン等						
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針	メイン	その他				
48	健康で安全な生活環境を保全する都市	5 土壌・地下水汚染の防止	1 工場・事業場などの敷地土壌の汚染防止	土壌・地下水汚染が判明した場合には、適切な汚染の除去等の措置を図るよう事業者に指示します。	土壌・地下水汚染が判明した際には、土壌汚染対策法等に基づく適切な措置の実施を指示する。令和3年度は1件の事例があった。	法に基づく事業者への適切な指示を継続して実施する。	継続中	3	6	環境保全課	
49			2 環境保全に配慮した農業と農業水利施設の維持管理	堆肥などの土づくりや減化学肥料・減農薬など環境保全に配慮した農業生産者をエコファーマーとして認定し、環境保全型農業を推進します。	年間6回の認定会議に配慮した農業生産者をエコファーマーとして認定し、(検証・評価)環境保全の推進に有効な取り組みである。	引き続き、エコファーマーの認定を通じ、環境保全の推進していく。	継続中	15		農業振興課	
50				海岸沿いの平坦地における、地下水位の低下による塩水イ化を防止するため、農業用水の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な維持管理を図ります。	農業用水の確保や維持管理を図るべく、県や市が事業主体となって、土地改良事業の実施や事業計画を樹立した。	海岸沿いの平坦地における、地下水位の低下による塩水イ化を防止するため、引き続き農業用水の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な維持管理を図る。	継続中	浜松農業振興地域整備計画 第2 9ページ	9		農地整備課
51			3 地下水の水質調査と浄化対策の徹底	地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を定期的に実施します。	市内12箇所の井戸の水質調査を実施し、地下水質の概況調査を実施した。	市内の井戸の水質調査を継続して実施する。	継続中		6	3	環境保全課
52				汚染井戸が発見された場合には、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して、継続的な浄化対策の実施を指導します。	汚染井戸が発見された際には、汚染範囲、程度、汚染原因などを調査し、原因者に対し浄化対策の実施を指示する。令和3年度は1件の事例があった。	法令・要綱に基づく対応を継続して実施する。	継続中		6	3	環境保全課
53				汚染地域について、継続的に監視を行うために、定点モニタリング調査を実施し、浄化対策による改善効果や汚染の推移を確認します。	市内9箇所の汚染地域において地下水の監視を継続し、浄化対策の進捗を確認した。	汚染地域の井戸の水質調査を継続して実施する。	継続中		6	3	環境保全課
54			4 地下水のかん養	ア 静岡県地下水の採取に関する条例に基づき、地下水の揚水の規制・指導を行います。	条例に基づく届出や、事業所からの採取量報告により揚水状況を把握して、地下水位低下や地下水塩水化等の地下水障害の防止に努めた。	引き続き条例に基づく届出や事業所からの報告により取水状況を把握し、障害を防止しつつ地下水の適切な利用を促す。	継続中		6	3	環境保全課
55				イ 地下水位位の観測や塩水化調査に継続的に取り組みます。	市内13箇所16井の観測井戸において地下水位の調査を、また、市内62箇所の観測井戸で塩水化調査を継続して行い、地下水の監視に努めた。	地下水位及び塩水化調査を継続して実施する。	継続中		6	3	環境保全課
56				ウ 地下水を利用している各事業者の自主的な取り組みについて、継続して協力を求めていきます。	西遠地域地下水利用対策協議会の事務局として運営に関わり、事業者による自主規制の取り組みを支援した。	事務局業務を通して、規制の遵守に関する事業所指導を行っていく。	継続中		6	3	環境保全課
57				エ 健全な水循環を示す湧水について、情報を収集するとともに、保全に向けた取組みを進めます。	令和3年度は湧水地点の現地調査を実施しなかった。	市内湧水箇所の現状調査を実施する。	継続中		6	3	環境保全課
58	5 工場・事業場に対する指導	ア 有害物質を取り扱う工場・事業場などに対して、有害物質の地下水への浸透の防止策を指導します。	有害物質を取り扱う工場・事業場に立入検査を行い、施設の構造基準の遵守及び点検の実施を指導し、土壌・地下水汚染の未然防止を図った。	立入検査の際に、有害物質の漏洩の確認を継続して実施する。	継続中		3	6	環境保全課		
59		イ 地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土壌汚染対策法に基づく調査を命令します。	地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ法に基づく調査命令を発する。令和3年度は事例がなかった。	法に基づく適切な調査を実施するよう、今後も継続して事業者に指示をする。	継続中		3	6	環境保全課		
60	6 有害化学物質などの対策の推進	1 工場・事業場の監視と指導	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づき排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制のための規制・指導を行います。	各法律に基づき、許可及び立入の際、排出基準に沿うよう指導を行った。	各法律に基づき排出規制の対象となっている有害化学物質について、引き続き排出抑制のための規制・指導を行う。	継続中	11	3	環境保全課	産業廃棄物対策課	
61		2 PCB、アスベスト廃棄物の適正処理	PCB、アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などに基づき適正に処理されるよう、監視・指導を行います。	該当廃棄物保有者に対しては立入調査を行い適正保管および早期処理を行うよう指導した。	PCB、アスベスト廃棄物について、関連法令に基づき適正に処理されるよう、引き続き監視・指導を行います。	継続中		11		産業廃棄物対策課	
62		3 農業類の適正な使用	農地などでの農業類の適正使用の指導による使用量の低減や耕作土の流出を抑制するため流出防止対策を促します。	果樹園から流出する土壌や肥料成分を削減する目的で、三ヶ日町のみかん農家で草生栽培の実証試験を実施した。	農業の適正使用の周知及び草生栽培の普及を継続して実施する。	継続中		3		環境保全課	
63		4 野焼きの防止	ア 違法な野焼きを防止するための監視・指導を行います。	市民・農業従事者・事業者などに対し、ホームページ、パンフレット、農業従事者向け冊子などで野焼き原則禁止を周知した。また、年間150件以上の実施現場を確認し指導した。また、農業従事者向け限定のチラシを作成した。	広報はままつ、ホームページ、パンフレットなどで、継続して野焼き原則禁止を周知し、実施現場の確認、指導を行う。	継続中		11	3	環境保全課	
64		5 ダイオキシン類に関する監視	河川水、河川の底質、土壌、大気などを対象としたダイオキシン類の測定を継続して実施し、測定結果を公表します。	公共用水域水質及び底質110箇所、地下水4箇所、土壌3箇所、大気3箇所のダイオキシン類の測定を実施し、測定結果を冊子、ホームページ、報道などにより公表した。	市内のダイオキシン類の測定及び公表を継続して実施する。	継続中		6	3	環境保全課	
65		6 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、対象事業者に化学物質排出量などの報告の徹底を指導します。	年間約250事業所の届出を受け、未報告の対象事業者に対し、報告の徹底を指導した。また、土地利用事業や浜松市未然防止指導要領に基づく指導において、法律の周知を行い、報告の徹底を図った。	対象事業者の届出状況を把握し、未報告事業者へは引き続き報告の徹底を指導する。	継続中		3		環境保全課	
66			地域別、事業者別などにおける科学物質の種類や排出量、移動量などの情報を市民に提供し、事業者の自主的な化学物質の管理改善を促進します。	ホームページにより、特定化学物質などの排出量、移動量などを市民、事業者などに公表した。	引き続き、特定化学物質の排出量、移動量などを市民などに公表し、事業者の自主的な化学物質の管理改善を促進する。	継続中		3	11	環境保全課	
67		7 有害大気汚染物質の監視	大気中のベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質の測定・監視を行い、問題がある場合には対策を図ります。	有害大気汚染物質の測定・監視を行い、環境基準値または指針値を下回っていることを確認した。	有害大気汚染物質の測定・監視を継続して実施する。	継続中		3	11	環境保全課	
68		8 市民マナー条例の運用	歩きタバコやポイ捨てなどの迷惑行為を禁止した「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例」に関する啓発活動を推進し、快適で良好な生活環境の実現に向けて、市民や事業者の意識向上を図ります。	利用者の多い駅通駅や商業施設へのポスター掲出やデジタルサイネージ広告、路面告知シートなどによる啓発活動を実施し、市民や事業者のマナー意識向上を図った。	引き続き、「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例」に関する啓発活動を推進し、市民や事業者のマナー意識向上を図る。	継続中		11		環境政策課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業		施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課		
				具体的な施策・事業	進捗・評価	関係計画・ビジョン等	メイン			その他					
69	2	1	一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	1	ごみの減量と資源化の推進	ア	生ごみの水切りに関する情報発信を行います。	【事業内容】生ごみの水切りひとしほりを推進するため水切りプレスを作成し説明会・区役所等で配布。 【検証・評価】H27年度から水切りプレスを191,671個を配布し、広く市民に対し生ごみの水切りひとしほりの啓発を実施した。令和3年度は862個配布した。	【今後の方針】配布希望者に対して水切りプレスを区役所・協働センター等で配布していく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P35 (H26～R10) 第3次浜松市教育総合計画	12	その他	ごみ減量推進課	
						イ	堆肥化容器の配布や生ごみ処理機購入補助などを通じて、生ごみの減量を推進します。	【事業内容】ごみ減量と3Rの啓発・実践活動の一つとして、家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器の無料配布及び生ごみ処理機を購入する世帯に補助金を交付。 【検証・評価】(令和3年度実績)(生ごみ堆肥化容器)474世帯、948個を配布(生ごみ処理機)159世帯に補助金を交付(生ごみ処理機は年度途中で予算額に達し受付を締め切った。	【今後の方針】今後も継続して生ごみ堆肥化容器の無料配布や生ごみ処理機購入補助を実施する。対象者や金額の見直しが必要検討していく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P35 (H26～R10)	12		ごみ減量推進課	
						ウ	雑がみ回収促進のための資源物回収保管庫貸与事業を実施します。	【事業内容】資源物集団回収活動を促進するため、自治会に対し資源物回収保管庫の無償貸与を行う。 【検証・評価】144自治会に計172台の保管庫を設置した。	【今後の方針】事業開始から5年が経過し、一定数の自治会に貸与を完了したため、平成30年度で新規貸与を見合わせている。今後は、各自治会に継続して運用管理してもらう。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P35 (H26～R10)	12		ごみ減量推進課	
						エ	資源物の回収拠点のあり方について、総合的な検討を行い、再構築を図ります。	【事業内容】区役所等の施設にて資源物回収拠点を設け、資源物の回収を行う。 【検証・評価】令和2年度7月から、すべての区役所・協働センター等57箇所で開催がみ回収を実施した。民間拠点も100か所以上ある。古紙古着の回収量は年々増加しており、リサイクルが定着してきている。	【今後の方針】引き続き回収拠点を設け、リサイクルの促進を図る。公共施設や民間回収拠点での雑がみ回収を推進する。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P36 (H26～R10)	12		ごみ減量推進課	
						オ	使用済小型電子機器類の回収拠点を拡充します。	【事業内容】市の施設にて家庭から出た使用済小型電子機器類の回収を行う。 【検証・評価】令和3年度は81.5t回収した。小型家電のリサイクルが浸透してきた。	【今後の方針】市況の変動が大きいため、市況を注視し安定したリサイクルに努める。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P36 (H26～R10)	12		ごみ減量推進課	
						カ	燃えるごみなどの有料化の導入の可能性について調査・研究し、その結果を基に検討委員会などを設置し、協議します。	【事業内容】浜松市環境審議会の専門部会であるごみ減量推進部会にて審議を行い、浜松市環境審議会から市に対して答申を行う。 【検証・評価】令和3年度は、浜松市環境審議会にて2回、ごみ減量推進部会にて4回審議を行い、令和3年10月に答申を受けた。	【今後の方針】引き続き回収拠点の答申を基に、家庭ごみ有料について検討を進める。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P36 (H26～R10)	12		ごみ減量推進課	
						キ	大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量などの促進に向け、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例に基づいて指導を行います。	【事業内容】減量等計画書に基づき立入検査を実施する。 【検証・評価】減量等計画書に基づき立入検査を実施し、減量及び資源化並びに適正処理等を指導を実施した。	【今後の方針】引き続き、減量等計画書に基づき立入検査を実施する。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P37 (H26～R10)	12		ごみ減量推進課	
						ク	清掃工場における資源物や産廃・搬入不物の混入防止のために監視・指導を行います。(監視…廃棄物処理課、指導…ごみ減量推進課)	【事業内容】監視・指導を強化するため、清掃工場等での搬入検査を実施する。また、許可業者を対象に講習会等を行う等、分別の徹底や資源化の誘導を図る。 【検証・評価】(R3年度実績)清掃工場での搬入検査は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止とした。許可業者を対象に講習会を行う等、普及啓発を通じた分別の徹底や資源化への誘導を図った。再生利用可能な古紙類の搬入規制を実施中。	【今後の方針】監視・指導を強化するため、清掃工場等での搬入検査を引き続き行う。また、許可業者を対象に講習会等を行う等、分別の徹底や資源化の誘導を図る。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P37 (H26～R10)	12		ごみ減量推進課	
									監視…毎月2回、職員による搬入物調査を実施している。(指導はごみ減量推進課)	今後とも継続して搬入物調査を実施し、監視を行っていく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P37	6		廃棄物処理課
77	2	2	意識啓発と環境教育の推進	ア	ごみ排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行います。	【事業内容】ごみ排出ルールを適宜検証し、必要に応じて見直す。 【検証・評価】拠点回収の一部の運用について課題が発生したため、令和4年度の実施方法を検討した。	【今後の方針】拠点回収の運用方法については、市民への周知を徹底していくとともに、適宜、必要な見直しを行っていく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P37 (H26～R10)	12		ごみ減量推進課			
					一部商品の分別区分の見直しについて、関係課と随時調整を行った。	今後とも、一部商品の分別区分の見直しなども含め、必要に応じて排出ルールの見直しを検討していく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P37	12		廃棄物処理課				

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業		施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
						施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
78	資源を有効に活用する循環型都市	1 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	2 意識啓発と環境教育の推進	イ	3Rなどに関する出前講座や説明会を実施します。	【事業内容】 浜松市のごみ処理の現状や経費、ごみを減らす理由等を説明し、ごみ減量の意識を高めるもの。 【検証・評価】 令和3年度は出前講座及び説明会を15回開催し、619名が参加した。	【今後の方針】 ごみ減量を目的に希望する自治会や団体、小学校等に説明会を実施しごみ減量への協力を呼び掛ける。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P37 (H26～R10)	4	12	ごみ減量推進課	
79				ウ	小学生社会科副読本「ごまとわたしたち」などを配布し、子供を対象とした環境教育を促進します。	【事業内容】 市内小学4年生を対象に、社会科副読本を作成・配布を行う。 【検証・評価】 学校を通して社会科授業内で使用され、環境教育の資料として活用されている。	【今後の方針】 環境教育促進のため、引き続き小学4年生へ配布を行う。また、学校との連携事業の中で、副読本の内容を精査し、より教育に沿ったものにしていく。	継続中	・浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P38 (H26～R10) ・第3次浜松市教育総合計画	4	12	ごみ減量推進課	
80				エ	ごみ減量を行動にうつすための動機付けになる情報の発信を推進します。	【事業内容】 自治会向けのセミナーや協働センターでの出前講座を通じてごみ減量に関する情報を発信する。 市の各種広報媒体を通じて情報を発信する。 【検証・評価】 市の広報媒体を活用し情報の発信ができています。	【今後の方針】 引き続き自治会向けのセミナーや協働センターでの出前講座を通じてごみ減量に関する情報を発信していく。 市の各種広報媒体を通じて情報を発信していく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P38 (H26～R10)	12		ごみ減量推進課	
81				オ	資源物持ち去りを禁止するため、廃棄物条例に基づき罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化します。	告発実績 2件 平成27年7月2日 10万円の罰金 平成30年6月12日 不起訴	市職員によるパトロールを継続して行く。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】P39	12		廃棄物処理課	
82	3 安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備	4 市の率先行動	ア	新清掃工場及び新破砕処理センターを建設します。	新清掃工場及び新破砕処理センターの建設に着手した。 設計・建設：平成30年2月27日 ～令和6年(2024年)3月31日	令和6年(2024年)4月からの運営を目指していく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P40	11	6, 7	廃棄物処理課		
83			イ	西部清掃工場の現在の契約終了後の更新手法などについて検討します。	契約終了後5年間延長する。	延長後の契約内容を検討する。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P40	12	7	廃棄物処理課		
84			ウ	旧ごみ施設を計画的に解体します。	北部清掃工場、旧龍山町生ごみ焼却場、三ヶ日ごみ処理センター、舞殿クリーンセンター、はるのやまびこドーム、天竜清掃センターの解体を実施した。	休止施設について順次解体していく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P40	11		廃棄物処理課		
85			エ	新清掃工場稼働に向けた収集体制を検討します。	2024年4月からの新清掃工場稼働に向けて、家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託契約に関する課題解決に向けて、関係課と随時調整を行った。	引き続き、2024年度以降の家庭ごみ収集運搬業務委託の契約に向けて、関係課と随時調整を行っていく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P41	12		廃棄物処理課		
86			オ	個別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討します。	地区社協を所管する健康福祉部福祉税務課と連携し、地域による活動を支援した。	引き続き、地域による活動を支援するとともに、関係各所と連携し必要に応じて検討していく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P41	11		廃棄物処理課		
87			カ	西部清掃工場を更新します。	西部清掃工場の更新基本計画の策定を始めた。	更新基本計画の策定、生活環境影響調査等の実施後、事業者を決定し、2029年度の稼働を目指す。	新規	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P40	11	6, 7, 12	廃棄物処理課		
88	2 産業廃棄物対策の推進	1 産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	ア	環境やリサイクルに配慮した商品、再商品など、環境配慮型商品を購入するグリーン購入を推進するとともに、文具の使用量削減を実施します。	毎年度グリーン購入実績調査を集計し、その実績値を基に翌年度の浜松市グリーン調達方針を策定している。	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」により、環境に配慮した物品調達が進められているため、今後も継続する。	継続中		12	9, 11	環境政策課		
89			イ	コピー用紙などの使用量削減、封筒の再使用、不要紙のリサイクルの推進を実施します。	【事業内容】 市が作成する封筒や通知に「雑がみとしてリサイクルすることができます」と印字する。 【検証・評価】 雑がみ分別リサイクルについて周知している。	【今後の方針】 今後も引き続き雑がみの分別リサイクルについて周知していく。	継続中	(H26～R10)	12		ごみ減量推進課		
90			ウ	課内で不要となった商品、物品の情報を全庁で共有し、他部署での再使用を実施します。	【事業内容】 「物品いきいき掲示板」を活用する。 【検証・評価】 不要品の再使用を促進していると考える。	【今後の方針】 引き続き物品いきいき掲示板を活用する。	継続中	(H26～R10)	12		ごみ減量推進課		
91	2 産業廃棄物の適正管理・適正処理の推進	1 産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	ア	多量排出事業者に対し、「産業廃棄物処理計画」を作成させ、その内容について指導を行い、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進します。	多量排出事業者に対し、「産業廃棄物処理計画」を作成させ、その内容について指導を行い、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進した。	引き続き、多量排出事業者に対し「産業廃棄物処理計画」の策定やその具文化について指導し、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進する。	継続中		12		産業廃棄物対策課		
92			イ	排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止を指導し、安全と安心を担保します。	定期的に入り入り調査を行い産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止を指導した。	引き続き、排出事業者や処理業者に対し産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止について指導し、安全と安心を担保する。	継続中		11		産業廃棄物対策課		
93			ウ	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の活用により、処理状況を正確に把握・管理するよう指導します。	立入時等にマニフェストを確認することで処理指導等に活用した。	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の活用により、処理状況を正確に把握・管理するよう引き続き指導する。	継続中		11		産業廃棄物対策課		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
94	2 資源を有効に活用する循環型都市	2 産業廃棄物対策の推進	2 産業廃棄物の適正管理・適正処理の推進	ウ 排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行います。	定期的な立ち入りを行い、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行った。	排出事業者や処理業者に対する立入検査を継続し、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行う。	継続中	11		産業廃棄物対策課	
エ 不法投棄が多発する地域においては、重点的な監視・指導を行うなど監視活動の強化を行います。				重点監視区域を定めたパトロールや、廃プラスチック類等の不法投棄防止に重点を置いたパトロール、監視カメラ等の設置等の監視活動を実施した。	引き続き職員による不法投棄防止パトロールや監視カメラの設置等の監視活動を実施する。	継続中	11	産業廃棄物対策課			
3 排出事業者・処理業者・市民・行政などの協働による連携強化			市民に不法投棄の実態や違法性に対する認識を広めるため、広報・啓発活動を実施します。	県下一斉不法投棄防止パトロールや不法投棄防止キャンペーンを行った。	市民に不法投棄の実態や違法性に対する認識を広めるため、引き続き広報・啓発活動を実施する。	継続中	17	産業廃棄物対策課			
産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、排出事業者・処理業者向けの適正処理に関する研修会や講習会を実施します。			産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、出前講座や産業廃棄物処理説明会を実施した。	引き続き産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、排出事業者・処理業者向けの適正処理に関する研修会や講習会を実施する。	継続中	17	産業廃棄物対策課				
都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集を行います。			静岡県・静岡市と定期的に会議を行い、意見交換を行った。	引き続き都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集を行う。	継続中	17	産業廃棄物対策課				
4 排出事業者における処理責任の徹底			浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成23年浜松市条例第44号)に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議を指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図ります。	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議を指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図った。	引き続き、排出事業者に対して産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議についての指導を行い、排出事業者の処理責任の徹底を図る。	継続中	11	産業廃棄物対策課			
5 産業廃棄物処理施設の設置	産業廃棄物の処理施設は、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成17年浜松市条例第29号)を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう努めます。	産業廃棄物の処理施設に対して、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう指導した。	産業廃棄物の処理施設の設置にあたっては、引き続き浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成17年浜松市条例第29号)を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう努める。	継続中	11	産業廃棄物対策課					
101	3 バイオマスの活用	1 バイオマスの確保	ア 未利用間伐材の搬出に係る労力・コストを軽減するための支援します。	森林組合等が行う森林整備を支援。 〇年間間伐実施面積(ha) / 2,316ha (R2)	林業・木材産業の成長産業化を目的に間伐、搬出等の助成を継続。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ・67ページ (~R19)	8	4, 6, 9, 11, 12, 13, 15	林業振興課	
102			イ 剪定枝、廃食用油、古紙の回収拠点を増設し、市民が持ち寄りやすい環境づくりを進めます。	【事業内容】 区役所等の施設にて資源物回収拠点を設け、資源物の回収を行う。 【検証・評価】 市民が資源物の分別を呼びかけるとともに、行政施設にて回収を行うことで、市民が資源物等を排出しやすい環境づくりがきている。	【今後の方針】 引き続き、資源物の回収拠点での回収を実施し、市民へのリサイクルの呼び掛けを行う。 また、必要に応じて回収方法の拡充を検討していく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P36 (H26~R10)	12	11	ごみ減量推進課	
103			ウ もえるごみとして出されている生ごみの分別・収集方法について、調査・研究します。	【事業内容】 事業系バイオマス事業の進捗状況について確認を行う。 【検証・評価】 事業系バイオマス事業について、民間事業者が進める準備について状況確認を行った。	【今後の方針】 事業系生ごみのバイオマス事業が安定的に事業運営できた後に家庭系生ごみの分別収集・バイオマス事業の検討を行う。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P35 (H26~R10)	12		ごみ減量推進課	
104			2 バイオマスのマテリアル利用	イ 市民及び事業者に対し、バイオマス利用手法・回収事業などを周知し、バイオマス回収率の向上を図ります。	【事業内容】 事業系生ごみを活用したバイオマス事業を推進する。 【検証・評価】 令和3年度には、バイオマス事業者がバイオマス施設設置に係る住民説明会を実施するなど進捗が見られた。	【今後の方針】 民間事業者の事業計画を注視するとともに、庁内関係各課と調整しながら、バイオマス事業者と調整を図る。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P37 (H26~R10)	8	7, 9, 12, 13	ごみ減量推進課
105		ウ 家畜ふん尿の堆肥化にかかる労力・コストを軽減し、堆肥の量や質を向上するための支援を行います。	令和元年度はまます畜産堆肥マップを作成し関係者団体に配布 【検証・評価】堆肥の利用の促進および薪畜連携することで市内の循環型農業の促進につながる。	引き続き、堆肥利用の促進に向けた取り組みを行います。	継続中		15		農業振興課		
106	3 バイオマスのエネルギー利用	ウ 木質バイオマスを燃料とした発電事業や熱電供給事業を推進します。	・天竜区佐久間において、地元NPOを中心として、森林組合・JA・民間企業・市からなる協議会にて、木質バイオマス資源利活用による地域活性化推進事業(夢プロジェクトさくま)の実現に向けた検討を行っている。令和2年9月に、参加団体間で基本協定を締結。NPOが「浜松市木質バイオマス設備導入支援事業費補助金」を活用し、導入可能性調査を実施。 令和3年1月に天竜区佐久間町で「木質バイオマス地域活性化セミナー」、令和3年3月に中区アクトシティで「2050年脱炭素社会に向けたバイオマスセミナー」を開催。 ・浜松市浜北温泉施設「あらたまの湯」木質バイオマスボイラー導入可能性調査を実施。	継続。平成29年度の資源量調査結果に基づき、まずは小規模分散型のバイオマス利用設備の導入を図るため、広報・啓発や相談、補助金事業を活用し、検討に係る支援を行う。	継続中	・浜松市エネルギービジョン (~2050年度・R32) ・浜松市バイオマス産業都市構想 (~2030年度・R12) ・浜松市SDGs未来都市計画 (~2023年度・R5)	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	環境政策課 林業振興課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係するSDGs		担当課	関連課
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		メイン	その他		
107	2 資源を有効に活用する循環型都市	3 バイオマスの活用	3 バイオマスのエネルギー利用	エ 事業系生ごみを燃料とした、民間事業者によるバイオマス発電を推進します。	市内の民間事業者が生ごみを活用したバイオマス発電プロジェクトを推進中。「浜松市産業物産正処理推進策」に基づく事前協議手続き、「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき住民説明会を実施。	継続。今後、廃掃法や都市計画法など関係法令に基づく手続きや地元説明、事業用地の取得、消化液・排熱等の活用方法の具体的検討、プラントの実施設設計等を進め、早期の実現を目指す。	継続中	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	産業廃棄物対策課 ごみ減量推進課
下水汚泥は大きなエネルギーとして利用価値を有していることから、新技術や社会動向を踏まえ、利用方法を調査・研究します。				・浜松市バイオマス産業都市構想の中では、下水汚泥発電プロジェクトを位置付けており、下水汚泥のバイオマス利用を進めることとしている。 構想策定当時の計画は、事業採算性の面で中止。 その後、浜松市公共下水道終末処理場(西遊処理区)運営事業の運営権者(浜松ウォーター・ソリューション)が、浜松市西遊浄化センターでの下水汚泥メタン発酵施設導入に向けて検討していたが、採算性がないと判断したため断念するとの報告あり。 ・以上から、令和3年4月、国にバイオマス産業都市構想の変更を申請し、「下水汚泥発電プロジェクト」を廃止した。	継続。引き続き下水汚泥のバイオマス利用を検討していく。	7					
4 本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進		ア 木質バイオマスや生ごみなどによるバイオマス発電など、バイオマスエネルギーの活用を推進します。	家畜ふん尿を原料とするバイオマス発電が導入された。木質、生ごみなどによるバイオマス発電についても導入に向けた支援を行っている。	継続。引き続き、実装に向けて支援を行っていく。	7		13	カーボンニュートラル推進事業本部			
110		イ 金・銀・白金など有用な金属の資源を有する小型家電の回収を推進します。	【事業内容】 市の施設にて家庭から出た使用済小型電子機器類の回収を行う。 【検証・評価】 令和3年度は815t回収した。小型家電のリサイクルが浸透してきた。	【今後の方針】 市況の変動が大きいため、市況を注視し安定したリサイクルに努める。		継続中				12	ごみ減量推進課
111	ウ 基幹産業と環境・エネルギー産業の融合による、新たな事業の柱の創出や海外も視野えた販路開拓を支援します。	スマートシティ推進協議会において、エリア・分野ごとのプロジェクト研究会を立ち上げ、スマートコミュニティ形成を目指している。	継続。引き続きプロジェクト創出を行う。	継続中	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部				
112	5 海洋プラスチックごみ対策	ア	使い捨てプラスチック製品の利用抑制やプラスチックごみの適正処理、ポイ捨て防止を啓発し、プラスチックごみの発生抑制に取り組みます。	環境劇(海のがえがきこる)上演 令和2年度:市内8小学校 児童1,511人が鑑賞 令和3年度:市内8小学校 児童1,010人が鑑賞 移動環境教室 10校が対象:18回 本庁舎でのパネル展示 8月14日～9月5日	プラスチックの適正な利用と処理を市民へ周知啓発するため、イベントやパネル展示等で情報発信する。	継続中	14	17	環境政策課	ごみ減量推進課	
113			イ 市民・市民団体・事業者等と協働して海岸等の清掃活動を推進するとともに、海洋プラスチックごみ問題の周知・啓発に努めます。	市民団体・事業者等と連携し、海岸等清掃(ウエルカメクリーン作戦)を実施した。ボランティアによる海岸等清掃活動の支援として、47件の申請に対し、ごみ袋950枚、軍手370双を提供した。 環境劇(海のがえがきこる)上演 令和2年度:市内8小学校 児童1,511人が鑑賞 令和3年度:市内8小学校 児童1,010人が鑑賞 移動環境教室 10校が対象:18回 本庁舎でのパネル展示 8月14日～9月5日	市民・市民団体・事業者等の参加により、遠州灘海岸、浜各湖岸等の環境美化活動を行う。	継続中					14
114	3 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	1 再生可能エネルギーなどの導入	1 地域特性を活かした再生可能エネルギーなどの導入	ア 全国トップクラスの日照時間を活かし、住宅、事業所、工場などへの太陽光発電の導入や大規模太陽光発電所の誘致を推進します。	民間事業者による太陽光発電所の建設について、「浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」及び「浜松市太陽光発電施設に関するガイドライン」に基づき、適正な導入を推進する。 10kW以上の導入件数と全出力の設備導入量で日本一を継続(令和4年4月末時点) 10kW超(事業用)導入件数:浜松市9,627件 全ての出力の導入容量:浜松市548,437kW	継続。今後は、自家消費型の太陽光発電について導入を促進し、建物設置も含めて引き続き導入を促進する。	継続中	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	
115				イ 「バイオマス産業都市構想」に基づき、未利用木材や生ごみなどを活用したバイオマス発電事業を推進します。	バイオマス産業都市構想に位置付けられた4つのプロジェクト(木質発電、木質発電供給、生ごみ発電、下水発電)について、それぞれ検討が進められているが、事業化には至っていない。 令和3年4月、バイオマス産業都市構想を変更。(下水汚泥発電プロジェクトは廃止)	継続。引き続き事業化に向けた支援を行う。					
116		ウ 河川や農業用水、山間地域や遠州灘沿岸に吹く風など、豊かな自然環境を活かした小規模水力発電や風力発電などの導入を推進します。	風力発電ゾーニングモデル事業により、風力発電の適正導入を目的に、建設を進めるうえで課題を抽出、エリアの明確化を行った結果を公表した。浜松市風力発電施設に関するガイドラインを改訂した。	継続。適正配置に向けた支援を行う。	継続中	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部			
117		エ ガスコージェネレーションなど、再生可能エネルギーを補完する災害に強いエネルギー効率が高い安定的な分散型電源の導入を推進します。	・スマートシティ推進協議会の中区プロジェクトの中で、シビックコアエリアへのガスコージェネレーション導入が検討されている。 ・中区プロジェクト参加企業が、市が平成30年度に実施した導入可能性調査の内容を精査し、事業化の検討を行っている。	継続。中区プロジェクトについては、詳細調査、事業スキーム及び体制構築、需要家との調整等を経て、事業化を目指していく。市内その他地域におけるガスコージェネレーションの可能性についても引き続き検討する。	継続中	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部			

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
118	3 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	1 再生可能エネルギーなどの導入	1 地域特性を活かした再生可能エネルギーなどの導入	地域の再生可能エネルギーを活用した新たな電力供給システムを構築し、エネルギーの地産地消を推進します。	市が出資する浜松新電力にて地産地消を推進。市内の小中学校、幼稚園、保育園等に浜松新電力が電力を供給。2019年8月からは、一般家庭等の低圧向けにも電力供給を開始。	継続。地域企業への省エネサービスの提供など総合的なエネルギーサービスを展開することにより、浜松版シュタットベルケを目指す。	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	
119			2 市の率先行動	ア 太陽光発電など、市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。	グリッド8事業により、市内の公共施設8か所に太陽光発電と蓄電池等を導入。	継続。今後はグリッド8事業をモデルとして民間レベルでの導入を図る。また、協働センターへの導入も図っている。	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	
120			イ 災害対応照明など、再生可能エネルギーを防災機能にも活用します。	大規模災害発生時の停電を想定し、避難行動の補助となる「災害対応型照明」を公共津波避難施設10施設の周辺、31か所に設置した。	既存街路照明との視認性を比較するなど、効果についての調査を継続する。	継続中	7	危機管理課			
121		ウ ごみ焼却施設の熱エネルギーを有効活用します。	焼却が発生した蒸気を利用し発電した電気を売電、自施設利用した。	引き続き、ごみ焼却施設の熱エネルギーの有効活用に取り組む。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P40	7	12	廃棄物処理課		
122	2 地球温暖化対策の計画的な推進	1 地球温暖化対策推進のための計画の策定	ア 国・県が策定する新しい地球温暖化対策実行計画などと整合性を図りながら、本地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。	平成28年5月に国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、国の削減目標が明示された。 市実行計画についても、国との整合性を図るため、平成29年4月に目標値の大幅な変更を含む改定版を策定した。 本市は、令和2年3月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明した。これら社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、令和2年度に市実行計画の見直しを行い、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比26%削減から30%削減へ引き上げた。(令和3年4月策定)	国は、令和2年10月に、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。今後、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正や「地球温暖化対策計画」の改定の内容を踏まえ、市実行計画の改定を検討する。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	18	7、9、11、12	カーボンニュートラル推進事業本部	
123			イ 市の事務事業に關し、温室効果ガスの排出量の削減のため、「浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定します。	平成30年度に、計画改定支援業務として、市有施設における温室効果ガス排出量削減の基礎調査を行った。 第4期計画の計画期間が令和2年度末に満了することから、区域施策編の見直し内容に則して改定を行った。(令和3年4月策定)	区域施策編と併せて改定を検討する。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(R3～)	18	7、12	カーボンニュートラル推進事業本部	
124	3 省エネルギーの推進	1 省エネルギーに配慮した都市整備と建物の省エネルギー化の推進	1 拠点ネットワーク型都市構造の構築を図り、低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる集約型の都市を推進します。	浜松市都市計画マスタープランにより推進。	令和2年度に改訂した浜松市都市計画マスタープランに基づき、継続して推進する。	継続中	浜松市都市計画マスタープラン(R2～R27)	11		都市計画課	
125			イ 住宅やビル、工場等へのエネルギーマネジメントシステムの導入や、スマートコミュニティの実証などを進め、エネルギーを最大限活用する社会を実現します。	・浜松版スマートタウンガイドラインに基づき、JT工場跡地でのスマートタウンを誘導した。 ・スマートシティ推進協議会において、エリア・分野ごとのプロジェクト研究会を立ち上げ、スマートコミュニティ形成を目指している。 ・「浜北地区所管地等スマート化事業」として、当該用地へのスマート化を含めた開発促進事業を誘導するため、公募のうえ事業者を選定。地元調整等を経て、ZEH住宅や、省エネ性能が高く、防災拠点となる商業施設の建設工事中。	継続。引き続き、市内におけるスマートコミュニティの構築を目指していく。	継続中	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	土地政策課 浜北区・区振興課
126			ウ 家庭、業務、製造業などに高効率機器の導入や省エネ改修、新築建物のゼロエネルギー化を推進し、建物の省エネルギー化を推進します。	浜松市スマートハウス補助金やスマートマンション補助金により、戸建住宅や集合住宅のスマート化に対して補助を行っている。また、令和2年度からは事業者向けの補助金も創設した。	継続。引き続き、戸建住宅・集合住宅・事業所等のスマート化促進を図る。	継続中	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	
127			エ 静岡県・市地球温暖化防止活動推進センターとの連携により一般住宅を対象とした「家(うち)エコ診断」の普及を推進します。	うちエコ診断受診者数 平成28年度:2人 平成29年度:14人 平成30年度:9人 令和元年度:2人 ※市センターによる、うちエコ診断の実施は令和元年度末で終了	従来の対面式診断に加えて、令和3年4月から、うちエコ診断WEBサービスが開始される。今後は、環境省作成のパンフレットをイベントなどで配布することにより、引き続き、「家(うち)エコ診断」の普及を推進する。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	18	7、9、11、12	カーボンニュートラル推進事業本部	
128			2 交通部門における省エネルギーの推進	1 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	市内では、13地域で市が委託する地域バスを運行しているほか、1地域で市が委託する自主運行バスを運行している。地域バスは地域住民の参加する地域交通検討会で運行方法を協議しており、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。	継続して自主運行バス・地域バスを運行し、地域住民の生活交通の確保に努める。	継続中	浜松市総合交通計画第4章 P120、121	11		交通政策課
129	イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院等と連携し、パーク&ライドやサイクル&ライドを推進します。	交通事業者がパーク&ライド、サイクル&ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。		継続して補助制度を整備し、パーク&ライド、サイクル&ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	継続中	浜松市総合交通計画第4章 P118～121	11		交通政策課		
130	ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。	自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出削減と低炭素都市の実現に寄与した。		自転車活用推進計画に基づいた自転車通行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	継続中	浜松市自転車活用推進計画	11		道路企画課		
131	エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	渋滞の抑制により、温室効果ガス排出削減と低炭素都市の実現に寄与した。		主要渋滞箇所の交差点改良を推進し、渋滞の抑制を図る。	継続中		11		道路企画課		
132	オ 事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。	次世代自動車センターへの支援		地元中小企業のEVを含む次世代自動車への対応を支援する「次世代自動車センター」を支援する。	継続中		8		産業振興課		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課		
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他				
133	3 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	3 省エネルギーの推進	2 交通部門における省エネルギーの推進	カ 市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。	電気自動車用急速充電器(6台)の維持管理 利用実績(6台合計) 平成27年度:1,868回 平成28年度:3,428回 平成29年度:5,517回 平成30年度:6,327回 令和元年度:7,578回 令和2年度:8,034回 令和3年度:8,217回 次世代自動車試乗会の開催(H29) 道の駅3か所 計6日間 試乗者:計155人 次世代自動車トークショーの開催(H29) 参加者:40人 燃料電池自動車(FCV)の導入 令和元年10月1日 可搬型外部給電器(V2L)の導入 令和2年7月20日 FCVを用いたイベント等での普及啓発活動 令和元年度:8回 令和2年度:4回 令和3年度:6回	電気自動車用急速充電器の維持管理については当面継続する。 次世代自動車の普及啓発は、イベント等でのFCV及びV2Lの活用や、クールチョイス普及啓発の中で継続的に実施していく。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	18	7, 9, 12	カーボンニュートラル推進事業本部		
134				キ かんわりアクセス「eスタート」、加減速の少ない運転、アイドリングストップなどのエコドライブによるエネルギー効率の良い、無駄のない運転を奨励します。	エコドライブ認定事業所や希望者に対してエコドライブステッカーを配布 クールチョイス普及啓発時にエコドライブの取組みを推奨	引き続き、エコドライブの普及啓発を行います。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	18	7	カーボンニュートラル推進事業本部		
135				ク エコドライブ講習会の開催などにより、市民や事業者に対してエコドライブの周知・啓発を図ります。	事業者向けエコドライブ講習会の開催 平成28年度:61事業所 61人 平成29年度:28事業所 27人 平成30年度:22事業所 20人 エコドライブ認定事業所 平成28年度 実践事業所:41 平成29年度 優良事業所:24 実践事業所:18 平成30年度 優良事業所:35 実践事業所:5 令和元年度 優良事業所:35 令和2年度 模範事業所:20 優良事業所:15 令和3年度 模範事業所:8 優良事業所:3	浜松市エコドライブ認定制度については継続実施(令和2年度から、優良事業所として認定された後、継続して1年間取り組んだ事業所は模範事業所として認定し、以降の認定は行わない) 実地講習会については開催しない	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	18	7	カーボンニュートラル推進事業本部		
136				3 市民・事業者への意識啓発	環境家計簿、広報、各種キャンペーン、環境教育などを通して、市民・事業者に向けて省エネ製品や技術、手法の啓発活動を行い、省エネルギーに配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着を目指します。	次世代住宅講座、省エネ住宅普及啓発イベントの開催や各種イベント(消費生活展等)への出展を通して、市民等へ省エネの普及啓発を図った。	引き続き、省エネルギーに配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発活動を行う。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	18	7, 9, 11, 12	カーボンニュートラル推進事業本部	
137				イ エネルギー使用量の低減に率先的に取り組む事業者を「新エネ・省エネトプランナー」事業者として認定することで、事業者の新エネ・省エネの取組みを推進します。	平成3年度末時点で、4つの認定制度の合計で30事業者を認定している。	継続。啓発により認定事業者を増やして省エネ等の取組みを推進する。	継続中	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部		
138				ウ 浜松市地球温暖化防止活動推進センターと「浜松市省エネネットワーク」を中心に、事業者・市民が持つ情報や取組みを結びつけ、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進についての連携事業・普及啓発・情報提供などの拡大を図ります。	省エネネットワーク会員数 平成27年度:369人・事業者 平成28年度:442人・事業者 平成29年度:464人・事業者 平成30年度:505人・事業者 令和元年度:517人・事業者 令和2年度:483人・事業者 令和3年度:430人・事業者 省エネネットワーク会員への情報発信数 平成27年度:28回 平成28年度:18回 平成29年度:21回 平成30年度:26回 令和元年度:19回 令和2年度:22回 令和3年度:17回	引き続き、地球温暖化対策や省エネルギーの推進についての連携事業・普及啓発・情報提供を行う。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	18	7, 9, 11, 12	カーボンニュートラル推進事業本部		
139				エ 浜松市地球温暖化防止活動推進員と協働して、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進を図ります。	各種イベント(ハウジングセンター等)へ出展し、温暖化対策や省エネルギーの推進を図った。なお、当初、協働センターまつり等のイベント会場へ出展しR機器を使用した普及啓発を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により対象イベントが中止になったことから取り止めた。 平成29年度:7回 平成30年度:4回 令和元年度:5回 令和2年度:2回 令和3年度:2回	引き続き、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進のための普及啓発を行う。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	18	7, 9, 11, 12	カーボンニュートラル推進事業本部		
140				4 市の率先行動	市有施設の省エネルギー化を効率的に推進することで、エネルギーの継続的な低減を図るとともに、省エネ手法を啓発し市域全体へ広げていきます。	省エネ改修工事やLED照明の導入を継続的に実施した。	引き続き、省エネルギー化の推進に向けた普及啓発を行う。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(R3～)	18	7, 12	カーボンニュートラル推進事業本部	
141				イ 市有施設において、空調や照明などを適正に管理するエネルギー管理標準(省エネマニュアル)を作成します。	省エネパトロール時に管理標準を確認し、作成や更新を依頼した。	引き続き、省エネパトロールを実施し、市有施設の省エネ化を推進する。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(R3～)	18	7, 12	カーボンニュートラル推進事業本部		
142				ウ 次世代自動車を公用車へ率先して導入します。	令和元年10月 燃料電池自動車導入 令和3年度末現在 全公用車:1,327台 うち燃料電池自動車:1台 電気自動車:6台 ハイブリッド自動車:55台 プラグインハイブリッド自動車:5台	引き続き、次世代自動車の公用車利用を推進する。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(R3～)	18	7, 12	カーボンニュートラル推進事業本部		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
143	3 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	環境負荷の低減 4 に配慮した居住・都市機能の集約	拠点ネットワーク型都市構造の実現に向けて、公共交通機関と連携して立地適正化計画に基づき居住・都市機能誘導を推進します。	平成30年度策定の立地適正化計画により、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設を設定。	都市機能や居住を鉄道駅周辺や利便性の高い公共交通路線沿線などへ誘導を図ります。また、居住誘導を図る公共交通路線は、定時性や速達性の向上や居住誘導による利用者の確保により、基幹路線としての運行本数の確保を図る。	継続中	浜松市立地適正化計画(H30～R27)	11		都市計画課	交通政策課
144			拠点ネットワーク型都市構造に照らした公共・公益施設の更新や再配置について、関係機関と協議しながら検討します。	大規模工場等跡地を宅地開発する事業者3者に対し、浜松版スマートクアの誘導を行い、うち1者が認証を受けた。	土地利用事業の事前協議において浜松版スマートクアガイドラインの説明及び誘導をしていく。	継続中	浜松市エネルギービジョン(～R32)	11	7	土地政策課	カーボンニュートラル推進事業本部
145			ウ 鉄道駅周辺や公共交通機関がある基幹道路周辺などに居住・都市機能の誘導を推進します。	平成30年度策定の立地適正化計画により、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設を設定。	庁内推進体制により、立地適正化計画を推進。	継続中	浜松市立地適正化計画(H30～R27)	11		都市計画課	アセットマネジメント推進課
146			エ 拠点への居住誘導を推進するため、医療や福祉施設の充実、子育て支援施設の設置などの居住環境の整備を検討します。	平成30年度策定の立地適正化計画により、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設を設定。	庁内推進体制により、立地適正化計画を推進。	継続中	浜松市立地適正化計画(H30～R27)	11		都市計画課	庁内関係課
147			5 徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成	自転車通行空間やサイクル&バスライド駐輪場などの整備により、自転車活用と公共交通利用への転換を図ることで、過度な自家用車への依存から脱却をします。	交通事業者がパーク&ライド、サイクル&ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク&ライド、サイクル&ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	継続中	浜松市総合交通計画 第4章 P118～121	11		交通政策課
148	イ	主要な駅において、駅前広場の整備など乗換利便性の向上を図り、交通結節機能強化をします。	高塚駅、天竜川駅の南北自由通路、橋上駅舎及び上島駅の駅前広場、ロータリーを供用開始	引き続き、交通結節機能強化を進める。	継続中	浜松市総合交通計画 第4章 P116～119	11		交通政策課		
149	ウ	都心において、歩行者や自転車に優しい空間を創出します。	中心市街地の自転車の車道走行を促し、歩行者との通行区分による安全で快適な通行環境を創出。	自転車活用推進計画に基づいた自転車通行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	継続中	浜松市自転車活用推進計画	11		道路企画課		
150	エ	子供から高齢者、障がい者が安全で自由に移動できるように、交通基盤施設のユニバーサルデザイン化を推進します。	浜松駅南地下駐車場にエレベータを設置、浜松駅南口駅前広場の歩道を改良、浜松郵便局前中央地下道のバリアフリー化に着工	引き続き、交通基盤施設のUD化を推進する。	継続中	浜松市総合交通計画 第4章 P128～P135	11		交通政策課	市街地整備課	
151	6 CO2吸収源の確保	1 FSC森林認証の拡大と事業者のCSR活動	ア 地元産のFSC材に対する付加価値を創出する制度を検討します。	「浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針」に基づきFSCプロジェクト認証を取得。令和3年度は、新川モールの取得事業を推進。	FSC認証材を活用した場合は、積極的にFSCプロジェクト認証を取得。令和4年度は、可美小学校の取得を予定。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4～1森林経営・管理の方向 4～3ビジョン実現のための第一歩 58ページ、66ページ(～R19)	8	4, 6, 9, 11, 12, 13, 15	林業振興課	
152			イ 森林NPO、林業関係者等の協力のもと、企業のCSR活動としての森づくり事業の範囲拡大を推進していきます。	市内外の企業や学校等を対象とした森林環境講座等の受入団体「天竜こころの森ネットワーク」の運営を支援。	「天竜こころの森ネットワーク」の運営を通じ、森林環境教育等を実施。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4～1森林経営・管理の方向 4～3ビジョン実現のための第一歩 60ページ、67ページ(～R19)	8	4, 6, 9, 11, 12, 13, 15	林業振興課	
153		2 地域材を使用した木材委託の普及	「天竜材の家百年住居事業」を実施することで、地域材(FSC認証材)を使用した木造住宅の普及拡大を目指し、CO2の固定化を推進します。	天竜材を一定量以上使用して建築した住宅の建築主に対して助成。 ○地域材利用建築件数(棟) / 160棟(うちFSC:115棟)(R3)	天竜材の流通促進や認知度向上を目的に、同事業を継続。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4～1森林経営・管理の方向 4～3ビジョン実現のための第一歩 61ページ、67ページ(～R19)	8	4, 6, 9, 11, 12, 13, 15	林業振興課	
154	3 緑地の保全	ア	市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。	①自然公園等管理事業 ②地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ③みどりの軸強化事業(緑の軸強化プラン策定) ④緑地保全実践会育成支援事業(愛護会の設立) ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①緑地保全事業の一環として継続。 ②緑地保全事業の一環である地域制緑地指定推進事業の一環として継続。指定を進める。 ③施策案はあったが、事業としては令和3年度中、未着手であり、今後の取組予定もない。検討内容にあった地域制緑地の指定は、別の事業にてフォローする。 ④愛護会の設立にこだわらない。緑地保全愛護に取り組み活動団体の育成は、別の事業でフォローする。	一部継続	浜松市緑の基本計画 浜松市緑の基本計画 P64～70(～R2)	13		緑政課	
				※No154 ①事業状況報告 ②事業はNo183,186,187にて報告	自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行っている。	引き続き、自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画(R3～R12)	13		緑政課
155	7 気候変動に対する適応	オ	「気候変動の地元学」平成29年度研修会の開催 7/5, 9/11 「気候変動適応策」平成30年度研修会の開催 2/22 令和元年度研修会の開催 1/16 令和2年度研修会の開催 12/23 市実行計画(区域施策編)の見直しを行い、同計画に適応策の内容を盛り込み、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に位置付けた。(令和3年4月策定)	国や県の適応策および適応センターの状況を注視しながら検討を進めていく	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	13		カーボンニュートラル推進事業本部		
156	8 エネルギーを最も適宜利用する建物の普及やコミュニティ化	ア	住宅や工場、事業所など、個々の建物におけるエネルギーの最適利用(スマート化)、一次エネルギー使用量ゼロ(ゼロ・エネルギー化)を推進します。	浜松市スマートハウス補助金やスマートマンション補助金により、戸建住宅や集合住宅のスマート化に対して補助を行っている。また、令和2年度からは事業者向けの補助金も創設した。	継続。引き続き、戸建住宅・集合住宅・事業所等のスマート化促進を図る。	継続中	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	13	7	カーボンニュートラル推進事業本部	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覽

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課			
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		メイン	その他					
157	気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	エネルギーを最適利用する建物の普及やコミュニティ化	スマート化、ゼロ・エネルギー化された個々の建物のネットワーク化によるスマートコミュニティを構築します。	・浜松版スマートタウンガイドラインに基づき、JT工場跡地でのスマートタウンを誘導した。 ・スマートシティ推進協議会において、エリア・分野ごとのプロジェクト研究会を立ち上げ、スマートコミュニティ形成を目指す。 ・「浜北区役所跡地等スマート化事業」として、当該用地へのスマート化を含めた開発整備事業を誘導するため、公募のうえ事業者を選定。地元調整等を経て、ZEH住宅や、省エネ性能が高く、防災拠点となる商業施設の建設工事中。	継続。引き続き、市内におけるスマートコミュニティの構築を目指していく。	継続中	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	18	7	カーボンニュートラル推進事業本部	土地政策課 浜北区・区振興課		
158				環境・エネルギー産業の創造	環境・エネルギー産業を創造するため、浜松地域の基盤技術(輸送用機器関連、光・電子技術等)や地域の大学の技術シーズなどを活用し、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する新技術開発や新事業展開を進めます。	スマートシティ推進協議会において、参加企業からの提案募集等を通して、市内事業所等への再生可能エネルギーや省エネルギーを導入している。	継続。引き続き再生可能エネルギーや省エネルギーの導入を進める。	継続中	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	9	7, 13	カーボンニュートラル推進事業本部	
158					はままつ産業イノベーション構想に基づき、成長分野に位置づけている環境・エネルギー分野における新技術・新製品の研究開発を支援する。	環境・エネルギー分野における新技術・新製品の研究開発を支援する。	継続中	第2期ははままつ産業イノベーション構想(令和3年10月改訂)第3章3	9	7, 13	産業振興課		
159					電力の小売自由化を始めとする電力システム改革をビジネスチャンスに捉えた、新たなエネルギー関連ビジネスの創出を推進します。	市が出資する浜松新電力が公共施設、市内の事業者(高圧)に電力を供給。2019年8月より、一般家庭等の低圧向けに電力供給を開始予定。	継続。2020年に送電分離が実施されており、今後は、P2P取引など事業環境が大きく変化する可能性がある。電力システム改革の状況を注視し引き続き推進していく。	継続中	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	9	7, 13	カーボンニュートラル推進事業本部	
160	多様な環境と人々のくらしが共存する都市	1 貴重な動植物の保護	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)や文化財保護法(昭和25年法律第214号)に指定されている種・天然記念物、環境省や静岡県レッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地の保全対策の調査・研究を進めます。	地域の代表的な生態系や自然環境、主な環境特性を指標する種を「指標種」としてモニタリングを実施した。 平成27年度:アマモ場、アライグマ、カモ類、シギ・チドリ類、キツツキ類、トンボ類 平成28年度:ヤリタナゴ、マツカサガイ、ホトケドジョウ 平成29年度:サンコウチョウ、キツツキ類、トンボ類 平成30年度:ヒスマイトトンボ、ウラギク、ヨシキリ類、ミクリ類 令和元年度:ヤリタナゴ、マツカサガイ、ムラサキミカゲガサ、キキョウ、タンポポ類 令和2年度:ヤリタナゴ、マツカサガイ、アマモ場、ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル、カモ類、シギ・チドリ類 令和3年度:ヤリタナゴ、マツカサガイ、キツツキ類、トンボ類	市内の野生動植物種がどのように推移しているか把握するため動植物のモニタリングを実施する。	継続中	生物多様性ははままつ戦略(H25～R4)	15		環境政策課			
161				浜松市ギフチョウの保護に関する条例(平成17年浜松市条例第140号)に基づき、市民とともに保護監視活動や不正な採取などの防止を行います。	浜松市ギフチョウの保護に関する条例に基づき、保護監視活動を行い、不正な採取などを防止した。 平成27年度～令和3年度(保護地域内の採取等違反者0人)	引き続き、浜松市ギフチョウの保護に関する条例に基づき、保護監視活動を行い、不正な採取などを防止する。	継続中	生物多様性ははままつ戦略(H25～R4)	15		環境政策課		
162				静岡県希少野生動植物保護条例(平成22年静岡県条例第37号)に基づき実施する県の希少野生動植物の保護施策に関し、積極的に協力します。	ヤリタナゴ(静岡県指定希少野生動植物)の保全事業を実施した。 平成28年度:モニタリング調査 平成29年度:ビオトープ整備 令和元年:ビオトープの放流 令和3年:ビオトープ案内看板の設置 令和3年:ビオトープへの放流	市民、地域団体、事業者と協働し、ヤリタナゴ(静岡県指定希少野生動植物)の保全事業を実施する。	継続中	生物多様性ははままつ戦略(H25～R4)	15		環境政策課		
163				2 動植物の適正な管理・防除	農林水産省への鳥獣被害の防止を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第68号)に基づき、野生鳥獣の適正な管理を行います。	県や猟友会等と連携し、野生鳥獣の適正な管理を実施した。	引き続き、県や猟友会等と連携した事業実施を図る。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ-67ページ(～R19)	15	4, 11, 12	林業振興課	
164		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」といふ。)で指定されている特定外来生物について、生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進めます。	特定外来法に基づく防除実施計画を策定し、防除を行った。 アライグマ防除実施計画(平成27年5月策定・令和3年4月策定) 捕獲数(平成27年度:2頭、平成28年度:2頭、平成29年度:13頭、平成30年度:8頭、令和元年度:9頭、令和2年度:13頭) クハリハリス防除実施計画(平成29年10月策定) 捕獲数(平成29年度:4頭、平成30年度:210頭、令和元年度:843頭、令和2年度:2,767頭、令和3年度:1,958頭) クハリハリス捕獲プラン(令和元年10月策定) ヌートリア防除実施計画(令和3年4月策定) 捕獲数(令和3年度:115頭)		特定外来生物の生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進める。 クハリハリスについては、捕獲プランによる防除を行い、10年以内の根絶を目指す。	継続中	生物多様性ははままつ戦略(H25～R4)	15	17	環境政策課			
165		環境省が指定する要注意外来生物について、適正な飼育方法の市民への周知・啓発に努めます。	環境学習会において、環境学習プログラム「わたしの町にもいる!外来生物」や、展示物・パネル説明を実施し、要注意外来生物の周知・啓発に努めた。 プログラム、展示物・パネル説明参加者 平成27年度:338人 平成28年度:219人 平成29年度:417人 平成30年度:893人 令和元年度:1,487人 令和2年度:539人 令和3年度:145人		引き続き、要注意外来生物について、適正な飼育方法の市民への周知・啓発に努める。	継続中	生物多様性ははままつ戦略(H25～R4)	15		環境政策課			
166		3 開発事業の実施に伴う環境配慮	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業を行う事業者に対して、適切な環境保全措置を行うことを求める環境影響評価条例を制定します。		平成28年3月に浜松市環境影響評価条例を制定、同年10月に施行し、令和4年4月の時点で条例に基づき3件、法に基づき3件の手続が実施されている。	引き続き、環境影響評価を通じて環境と調和のとれた開発の事業者に求める。	継続中		15	3, 6, 14	環境政策課		
167			一定規模以上の開発事業に対して、生活環境、生物多様性、快適環境、地球環境への適切な配慮を求める環境配慮指針を適切に適用します。	浜松市は大規模な開発に際し「土地利用審査」を行っており、事前に各課と調整することとなっている。環境政策においては、環境配慮指針に基づいた指導を平成28年度から行っている。	引き続き、大規模な開発を行う事業者に対し、環境配慮指針に基づいた指導を行う。	継続中		15	3, 6, 7, 11, 13, 14	環境政策課			

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覽

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課	
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他			
168	多様な環境と人々のくらしが共存する都市	1 生物多様性の保全	4 生物多様性の普及啓発	市内の自然環境や動植物の生息状況など、市が保有している環境情報について、適切な情報管理のもと、自然観察や環境教育などへの活用を推進します。	動植物モニタリング調査において市民協働調査を実施した。 平成27年度:カモ類(伊自小5年生23人) 平成29年度:キツツキ類(市民21人)、トンボ類(市民9人) 令和元年度:タンポポ類(花川小1・2年生14人) 令和2年度:アマモ場(市民44人)、カモ類(伊自小5・6年生27人) 令和3年度:ガンジボタル(市民20人)、キツツキ類・トンボ類(市民19人)	引き続き、市が保有している環境情報について、自然観察や環境教育などへの活用を推進する。	継続中	生物多様性はままつ戦略(H25～R4)	15		環境政策課		
169				市民が生物多様性の大切さを理解し、自発的な行動により地域の生物多様性を支える存在になることを目指し、出前講座や啓発イベントなどを行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上に努めます。	佐鳴台中学校での佐鳴湖学習、本庁舎で生物多様性に関するパネル展示を行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上を図った。	出前講座、各種イベントへの出展などを行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上に努める。	継続中	生物多様性はままつ戦略(H25～R4)	15		環境政策課		
170				市民に身近で地域の生態系を代表する種を対象に、市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深めます。	動植物モニタリング調査における市民協働調査 平成27年度:カモ類 平成29年度:キツツキ類、トンボ類 令和元年度:タンポポ類 令和2年度:アマモ場、カモ類 令和3年度:ガンジボタル、キツツキ類、トンボ類 身近な生きもの(ツバメ類、カエル類、赤とんぼ類)を対象とした市民参加型調査 平成30年度:27件 令和元年度:30件 令和2年度:108件 令和3年度:120件	引き続き、市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深める。	継続中	生物多様性はままつ戦略(H25～R4)	15	17	環境政策課		
171	2 森林・農地・緑地の保全	1 森林の保全	FSC森林認証制度を活用した市産材のブランド化のさらなる推進や新たな需要の開拓、森林産業の合理化による低コスト林業の推進や若年層の新規参入促進などの林業の振興により、適切な森林の整備・保全を行います。	FSC森林認証制度に基づく持続可能な森林経営を実施した。 OFSC森林認証面積(ha) / 49,441ha(R3)	持続可能な森林経営と管理のため、FSC森林認証面積の維持・拡大を推進する。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 58ページ、66ページ(～R19)	4, 6, 8, 9, 11, 12, 13	15		林業振興課		
172			森林管理を対象とするFM認証とあわせて、加工・流通・工務店を対象としたOo認証事業者の増加を図ることで、市民が自ら選択してFSC材製品を購入する意識の向上を図ります。	首都圏でのイベント参加に参加し、天竜材(FSC認証材)の認知度向上に努めた(東京都中野区、神奈川県川崎市)。	アフターコロナを見据え、市民や全国に対し、更なるFSC森林認証の認知度向上を推進する。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 58ページ、66ページ(～R19)	4, 6, 9, 11, 12, 13, 15	8		林業振興課		
173			保安林は、水源かん養や土砂の流出防止など重要な役割を持っているため、県と連携して治山施設の設置と保安林機能の維持・向上を図り、地域の安全性や生活環境を向上します。	県と連携し、林地や下流に被害が及ぶ恐れのある森林を保全した。	引き続き、県と連携した事業実施を図る。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ、67ページ(～R19)	4, 6, 8, 9, 11, 12, 13	15		林業振興課		
174			森林環境基金を活用して、森林、河川などの自然環境を保全し、森林の有する公益的機能を維持推進するとともに、林業の振興を図ります。	森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく取組(森林所有者への意向調査、森林整備の計画作成等)を実施した。	引き続き、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく取組(森林所有者への意向調査、森林整備の計画作成等)を進めるとともに、調査結果を基に森林整備を実施する。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ、67ページ(～R19)	4, 6, 8, 11, 12, 13, 15	9		林業振興課		
175			森林ボランティア活動の充実など、多様な主体による森林整備を促進します。	森林ボランティアの活動推進のため、市有林の希望団体への貸出を継続(森林整備活動に関する協定書)。	引き続き、市有林を活用した森林ボランティアの活動推進を実施する。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ、67ページ(～R19)	4, 6, 8, 11, 12, 13	15		林業振興課		
176			2 農地の保全	住宅地や工場用地などの整備に際しては、農地転用許可制度の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。	農地転用許可制度及び農業振興地域制度の適正な運用により優良農地の保全を図っている。	引き続き制度の適正な運用を図る。	継続中	浜松市農業振興地域整備計画(R2～R12)	2	8		農地利用課	
177				ほ場の大規模区画化や集団化を進めるとともに、農地の流動化を促して、農地の有効活用、保全を推進します。	農地中間管理事業の活用や農地銀行制度の周知などにより、農地の流動化の促進を図っている。	引き続き事業・制度の運用を図るとともに、農地/バトールや地域での話し合いなどによる情報収集を図り、農家の離農による耕作放棄地化を未然に防ぐ。	継続中		2	8		農地利用課	
178				遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。	市民農園数:45(検証・評価)遊休農地の有効活用となる取組として、今後更に推進が必要と考える。	引き続き、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図る。	継続中		3			農業振興課	
	市街化区域内の農地を特定市民農園として維持し、市民の土とのふれあいや食育、コミュニティ形成や子供の農体験の場として活用に取り組んだ。	引き続き維持管理を行っていく。		継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	4				緑政課			
179	市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区として指定することにより、良好な都市環境を形成します。	市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。 R3:新規指定1箇所(0.03ha)、廃止箇所2箇所(0.22ha)		引き続き指定に取り組む。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15	11		緑政課			
180	雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や里山の保全を図ります。	多面的機能支払交付金を活用した地域協働活動により、農地や里山の保全を図った。	引き続き、雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や里山の保全を図る。	継続中	・浜松市農村環境計画 41ページ ・浜松市農業振興地域整備計画 第3-16ページ	13			農地整備課				
181	河川の河口閉塞による農地の湛水被害を防ぐため、掃流用水の水量を確保し、農地の保全を図ります。	水利使用者である農水省や、関係団体である県、浜松土地改良区と連携しながら、掃流用水の水利権を河川管理者である国交省から許可を得て、継続して農地保全を図った。	河川の河口閉塞による農地の湛水被害を防ぐため、引き続き掃流用水の水量を確保し、農地の保全を図る。	継続中	馬込川水系河川整備計画 17, 24, 27ページ	9			農地整備課				

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況 (R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
182	4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	2 森林・農地・緑地の保全 3 緑地の保全	動物の生息環境と移動経路を確保するため、森林や丘陵地、農地、公園など緑地をつなげ、緑の回廊の形成に努めます。	緑のネットワーク創出事業	浜松市緑の基本計画策定時に検討を行ったが、令和3年度以降は着手しない。	廃止	浜松市緑の基本計画 P119～120 (~R2)	15		緑政課	
183			市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。	①自然公園管理事業 ②地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価)及びカルテの更新 ③みどりの軸強化事業(緑の輪強化プラン策定) ④緑地保全愛護会育成支援事業(愛護会の設立) ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①緑地保全事業の一環として継続。 ②緑地保全事業の一環である地域制緑地指定推進事業の一環として継続。指定を進める。 ③施策はあったが、事業としては令和3年度中、未着手であり、今後の取組予定もない。検討内容にあった地域制緑地の指定は、別の事業にてフォローする。 ④愛護会の設立にこだわらない。緑地保全愛護に取り組み活動団体の育成は、別の事業でフォローする。	一部継続	浜松市緑の基本計画 P64～70 (~R2)	15	11、12	緑政課	
			※No183 ①事業状況報告	自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行っている。	引き続き、自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15		緑政課	
			※No183 ②事業状況報告	指定候補地の現況を把握するために、緑地でなくなった区域(宅地化や開発)を調査し、候補地区域図に反映させた。	引き続き指定候補地の現況を把握するために、緑地でなくなった区域(宅地化や開発)を調査するとともに、現地調査を実施し、図面上には表れない緑地の状態を把握する。今後指定内容を具体化していくにあたり、データ整理と情報収集を進める。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15		緑政課	
184			豊かな自然環境を活用した公園、歴史的資源を活用した公園、市民が気軽に利用できる公園など、地域特性に応じた整備・充実を推進します。	都市公園面積が642.7haから645.2haと増加したことにより、市民一人あたりの都市公園面積が9.25㎡/人から8.34㎡/人となり、充実が図られた。	市民一人あたりの都市公園面積10㎡/人を目指し、都市の緑の整備・充実を推進する。	継続中	浜松市緑の基本計画 (~R2)	15		公園課	
185	5 浜松らしい景観や個性を發揮するみどり、鎮守の森や巨樹・古木など地域の歴史と一体となったみどりを保全します。		①みどりのパートナーシップ事業 ②緑化推進樹木交付制度 ③保存樹木・樹林助成事業(指定の拡大、新たな制度創設、ガイドブックなどの改定) ④地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価)及びカルテの更新 ⑤浜松城公園長期整備構想推進事業(計画に基づく整備の推進) ⑥歴史的緑地保全・活用事業(該当するみどりの洗い出し) ⑦地域特性を活かしたみどりの拠点創出事業(三ヶ日地域での拠点創出) ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①みどりのパートナーシップ事業 ②緑化推進樹木交付制度 ③保存樹木・樹林助成事業(指定の拡大、新たな制度創設、ガイドブックなどの改定) ④地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価)及びカルテの更新 ⑤浜松城公園長期整備構想推進事業(計画に基づく整備の推進) ⑥歴史的緑地保全・活用事業(該当するみどりの洗い出し) ⑦地域特性を活かしたみどりの拠点創出事業(三ヶ日地域での拠点創出) ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①継続。活動の担い手を育成する取組を進めている。 ②地区を限定して継続。 ③継続 ④継続 ⑤継続 ⑥今後取り組む予定なし。 ⑦今後取り組む予定なし。	一部継続	浜松市緑の基本計画 P94～101 (~R2)	15		緑政課	
			※No185 ①②事業状況報告	市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施した。また、風致地区及び緑化協定地区において樹木交付を実施した。	引き続き、市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施する。また、風致地区及び緑化協定地区においても引き続き、樹木交付を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15		緑政課	
			※No185 ⑤事業状況報告	旧元城小学校の遺構調査を実施した。	調査結果を取りまとめ、構想改定の検討、賑わいと交流ゾーンエリア計画検討を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15		緑政課	
			※No185 ③事業状況報告	市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めている。R3年度は、指定要望が3件あったが、条件が合わず指定に至らなかった。	引き続き、指定による保全を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15	4	緑政課	
186	6 動物の貴重な生息・生育地となっている緑地について、無秩序な開発を防止し、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定などにより環境保全の推進に努めます。		①緑地保全事業(単独) ②みどりのパートナーシップ事業 ③地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価)及びカルテの更新 ④保全配慮地区における緑地保全事業 ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①緑地保全事業(単独) ②みどりのパートナーシップ事業 ③地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価)及びカルテの更新 ④保全配慮地区における緑地保全事業 ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①継続 ②継続。活動の担い手を育成する取組を進めている ③継続 ④今後取り組む予定なし。保全配慮者の指定は行わないが、地域内の重要樹林について、保全樹林に指定する方向で検討し、別事業にてフォローする。	継続中	浜松市緑の基本計画 P67、74～75 (~R2)	15	11、12	緑政課	
			※No186 ①事業状況報告	風致地区においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行った。	引き続き、指導及び許認可を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15		緑政課	
			※No186 ②事業状況報告	市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施している。	引き続き、市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施する。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15		緑政課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況 (R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
187	4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	2 森林・農地・緑地の保全	3 緑地の保全	※No186 ③事業状況報告	指定候補地の現況を把握するために、緑地でなくなった区域(宅地化や開発)を調査し、候補地区域図に反映させた。	引き続き、指定候補地の現況を把握するために、緑地でなくなった区域(宅地化や開発)を調査するとともに、現地調査を実施し、図面上には表れない緑地の状態を把握する。今後指定内容を具体化していくにあたり、データ整理と情報収集を進める。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15	11、12	緑政課	
				力人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。	①緑地保全事業(単独) ②みどりのパートナーシップ事業 ③地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ④保全配慮地区における緑地保全事業 ⑤市街化区域内農地保全事業 ⑥都市計画公園見直し計画策定事業	①継続 ②継続。活動の担い手を育成する取組を進めている ③継続 ④今後取り組む予定なし。保全配慮書の指定は行わないが、地域内の重要樹林について、保全樹林に指定する方向で検討する。 ⑤継続 ⑥継続	一部継続	浜松市緑の基本計画 P67、74～76 (~R2)	15	11、12	緑政課	
				※No187 ①事業状況報告	風致地区においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行った。	引き続き、指導及び許認可を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15		緑政課	
				※No187 ②事業状況報告	市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施している。	引き続き、市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施する。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15		緑政課	
				※No187 ③事業状況報告	指定候補地の現況を把握するために、緑地でなくなった区域(宅地化や開発)を調査し、候補地区域図に反映させた。	引き続き、指定候補地の現況を把握するために、緑地でなくなった区域(宅地化や開発)を調査するとともに、現地調査を実施し、図面上には表れない緑地の状態を把握する。今後指定内容を具体化していくにあたり、データ整理と情報収集を進める。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15		緑政課	
				※No187 ⑤事業状況報告	市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全する。 R3:新規指定1箇所(0.03ha)、廃止箇所2箇所(0.22ha)	引き続き、指定に取り組む。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15		緑政課	
188	3 河川・湖沼・海岸の保全	1 水辺の環境保全	ア	動植物の貴重な生息・生育地となっている湿地において、無秩序な開発を防止するよう努めます。	浜松市は大規模な開発に際し「土地利用審査」を行っており、事前に各課と調整することとなっている。環境政策課においては、環境配慮指針に基づいた指導を平成28年度から行っているところである。	環境配慮指針に基づいた指導などを通じ、引き続き、湿地等における無秩序な開発の防止に努める。	継続中		15	3、6、7、11、13、14	環境政策課	
			イ	市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進します。	市民団体・事業者等と連携し、海岸の清掃活動を実施し、市民意識の高揚と水環境の保全を図った。 ウェルカムクリーン作戦参加者数(団体数) 平成27年度:4,095人(77団体) 平成28年度:4,613人(88団体) 平成29年度:3,583人(49団体) 平成30年度:3,108人(70団体) 令和元年度:3,526人(60団体) 令和2年度:中止 令和3年度:2,413人(64団体) 浜名湖クリーン作戦参加者数(団体数) 平成27年度:18,141人(197団体) 平成28年度:15,165人(182団体) 平成29年度:16,653人(198団体) 平成30年度:15,047人(197団体) 令和元年度:15,217人(207団体) 令和2年度:中止 令和3年度:中止	引き続き、市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進する。	継続中		17	6、15	環境政策課	
			ウ	河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川・トロールなどを実施します。	河川利用者の多い夏季に環境保全団体及び北区・天竜区と連携し、環境共生区域のトロールを実施した。 平成27年度～令和3年度(環境共生区域内の水環境汚濁行為者0人)	引き続き、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川・トロールを実施する。	継続中		6	14	環境政策課	
191	2 生活排水対策	ア	生活排水による水環境への汚濁負荷を削減するため、下水道接続促進や合併処理浄化槽の設置を支援します。	職員による戸別訪問を実施し下水道接続の重要性や浄化槽設置費補助金制度について丁寧な説明を行った。 下水道接続率:94.5%(H26末)→96.6%(R3末) 合併浄化槽基数:19,354基(H26末)→26,077基(R3末)	引き続き戸別訪問を実施する。	継続中	浜松市下水道ビジョン 第4章第1項・汚水処理10年プランの推進(P23) ・下水道接続率向上と合併処理浄化槽設置の促進(P25)(H21～R6)	6		お客さまサービス課		
192	3 工場・事業場における排水対策	ア	工場・事業場における排水基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、工場・事業場に排水水対策強化への協力を求めています。	立入計画に基づく立入検査を年間102件実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	立入検査時の指導を継続して実施する。	継続中		3		環境保全課		
193		イ	排水基準が適用されない工場・事業場に対しては、排水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。	立入計画に基づき排水基準が適用されない工場・事業場にも立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	排水基準が適用されない工場・事業場への立入検査及び汚濁負荷削減の指導を継続して実施する。	継続中		3		環境保全課		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況 (R3年度時点)		関係するSDGs	担当課	関連課						
				進捗・評価	関係計画・ビジョン等									
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針	メイン	その他							
184	多様な環境と人々のくらしが共存する都市	3 河川・湖沼・海岸の保全	3 工場・事業場における排水対策	良好な水質を守るため行政と事業者が協力し、対策を検討します	芳川で定期的に着色度を測定するとともに、芳川着色対策連絡会(書面開催)において意見交換を実施した。また、染色工場の排水処理施設を現地調査した。	地域代表、事業者、行政で協力して、芳川の着色対策を推進する。	継続中		3	11	環境保全課			
185					4 水やみどりに親しみ空間の創出	1 親しみやすい水辺づくり	河川の適正な水利用や機能を維持することにより、人と川とのふれあいの場を創出し、より良い水辺空間とするよう努めます。	準用川豊田川では、地元意見を踏まえ整備した親水護岸が地域に根付き、地域住民・学校・企業による河川清掃やお花見が開催されるようになった。	河川整備にあたっては、引き続き、「浜松市川づくり計画」に基づき、各流域の河川特性を踏まえた良好な水辺空間の整備を推進する。	継続中	浜松市川づくり計画(H25～R4)	11	13	河川課
186		2 親水性、生態系の保全、美しい自然景観の創出に配慮した多自然川づくりを推進します。	二級河川九領川では、魚類等の水棲動物の休息場となるよう、コンクリート護岸ではなく、木樫と捨石による多孔質な水際空間を創出し、改修前には確認されなかった魚類の遡上を確認されるようになった。	河川整備にあたっては、引き続き、「浜松市川づくり計画」に基づき、各流域の親水性や生態系、自然景観に配慮した多自然川づくりを推進する。			継続中	浜松市川づくり計画(H25～R4)	11	13	河川課			
187		2 身近な緑の創出	2 身近な緑の創出	公園の植樹帯、河川敷などの整備にあたり、動物が住みやすい場を設けるために、エコトーンの形成や樹木の混植に努めます。	公園整備に当たっては、芝や低木樹などを配置し、身近な緑の創出に努めた。また、船明中央公園では地元産のFSC材を遊具や外壁に活用し、森林の持続的な経営に配慮した。	公園整備に際し、落葉樹と常緑樹を混植する等、動物が生息できる環境の確保に努める。	継続中	浜松市緑の基本計画(~R2)	15			公園課		
188				市有施設の緑化については、地域の緑化の見本となるよう、質・量ともに充実した緑化を推進し、市民に親しまれるみどりを育成します。	①環境市民のたねまき事業(学校緑化のための制度や仕組みづくり) ②緑化推進普及・啓発事業(学校施設新設の際は、敷地面積の20%以上の緑化指導) ③花づくり支援事業(園芸資材交付) ④緑化推進樹木交付事業(緑のカーテンの学校施設への普及拡大)	①施策案があったが、公共施設の緑化基準を民間施設と同等にしたため、今後学校への緑化制度に取り組み予定はない。 ②学校施設に限った基準等は設けておらず、今後も設けない。 ③継続 ④R2年度時点で緑のカーテン啓発事業として完了した。学校施設緑化のついで案はあったが、当事業で取り組み予定なし。	一部継続	浜松市緑の基本計画 P82～83(~R2)	15			緑政課		
188				※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	協働センターで継続して活動する花づくり団体に対して園芸資材を交付した。沿道・公共花壇で花いっぱい運動に自主的かつ継続して活動する者に園芸資材を交付した。	引き続き、園芸資材の交付を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	11				緑政課	
189		ウ 住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	ウ 住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	①緑化推進センター運営事業 ②緑化推進普及・啓発事業 ③緑化推進樹木交付事業 ④普及啓発事業 ⑤花壇等拠点整備事業 ⑥緑化推進法制度等整備事業 ⑦環境市民のたねまき事業 ⑧優良緑化事業者顕彰事業	※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①継続 ②継続 ③継続 ④継続 ⑤継続 ⑥緑化地域制度の導入を検討したが、全国的にも導入が進んでおらず、本市においても導入の予定はない。 ⑦セミナー開催の案があったが、施策の優先順位を検討し、実施を見送る。 ⑧継続	一部継続	浜松市緑の基本計画 P87～93(~R2)	11	15			緑政課	
189				※No199 ①事業状況報告	緑化推進センターを緑化の普及啓発を行う施設として運営した。	引き続き、施設運営を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	11				緑政課	
189				※No199 ②④事業状況報告	オープンガーデンの普及啓発品をイベントで配布、花壇を対象としたコンクール開催、花飾り講習会開催、花と緑の祭り開催、都市緑化祭での作品展示を行った。	引き続き、オープンガーデンの普及啓発品をイベントで配布、花壇を対象としたコンクール開催、花飾り講習会開催、花と緑の祭り開催、都市緑化祭での作品展示を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	11				緑政課	
189				※No199 ③事業状況報告	風致地区及び緑化協定地区において樹木交付を実施している。	引き続き、風致地区及び緑化協定地区において樹木交付を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	11					緑政課
189	※No199 ⑤事業状況報告 ⑤事業はNo229にて報告			花壇を対象とした花と緑のコンクールを実施した。	引き続き、コンクールを行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15	3、4				緑政課	
189	ウ 住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	ウ 住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	事業者が工場その他の事業所の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めていただくよう「浜松市緑の保全及び育成条例」(昭和62年3月31日)に基づき、緑化の推進を指導した。	引き続き、「浜松市緑の保全及び育成条例」に基づき、緑化の推進を指導する。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	8				緑政課			
189			新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討した。	市民緑地制度の活用について、引き続き検討する。	新規	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	8					緑政課		
189			緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として(仮称)浜松版カシニワ制度を検討した。	(仮称)浜松版カシニワ制度について引き続き検討する。	新規	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	8					緑政課		
200	3 自然とふれあう場と機会の確保	3 自然とふれあう場と機会の確保	森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムを整備し、豊かな自然環境を活かしたグリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどの体験・学習型のレクリエーションを推進します。	小学生を対象とした農林水産体験として「伝えよう！浜松・浜名湖地域のふるさとの味」を開催し、自然とふれあう場を提供した。また、農林漁業体験プログラム「里山たいけん帖」を浜松・浜名湖ツーリズムビューローのインターネットサイト「ちよい旅」に掲載し、交流人口の増加や農山漁村の活性化を図った。	食や花きを通じた農林水産業体験、自然学習などをプログラム化し、持続可能なメニューを推進する。	継続中	浜松市農業振興ビジョン(2019年度・H31～2025年度・R6)	15			農業水産課			

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
201	4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	4 水やみどりに親しむ空間の創出	3 自然とふれあう場と機会の確保	市民が森林、里山などのみどりにふれあうことのできるよう、ふれあいの森、トレッキングルートなど、森林レクリエーションの拠点整備を進めます。	森林・林業施設の管理・運営を実施。 ○森林体験・交流施設(天竜林業体育館)年間利用人数(人)ノ1,017人(R3)	都市と山村との交流の促進等を目的に、天竜林業体育館等の維持管理を推進する。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 61ページ-67ページ(～R19)	11	4, 6, 8, 9, 12, 13, 15	林業振興課	
202				遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。	市民農園数:45 (検証・評価)農業体験により自然とふれあう場の機会となっている。今後も更なる推進が必要である。	引き続き、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創造を図る。	継続中		3	農業振興課		
				市街化区域内の農地を特定市民農園として維持し、市民の土とのふれあいや食育、コミュニティ形成や子供の農体験の場として活用します。	引き続き、維持管理を行っていく。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	4	3	緑政課		
203	5 自然景観の保全と創造			地域景観の中で良好な景観要素となっている、山地の人工林や自然林などの森林、里山の樹林や田畑、斜面緑地や鎮守の森、街路樹や生垣、樹木、水辺や緑地などは、魅力ある地域の景観形成の拠り所として保全・育成・活用に取り組みます。	①地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びバルネの更新) ②緑地保全事業(単費) ③みどりのパートナーシップ事業 ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当該項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。		継続中	浜松市緑の基本計画 (～R2)	15	4, 12	緑政課	
				風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行った。また、市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施している。	風致地区において、引き続き、指導及び許認可を行う。また、市民の森において実験的な取組についても引き続き、市民協働による活動を推進するため、実施する。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	15	11	緑政課		
				※No203 ②③事業状況報告 ①事業はNo163,166,187にて報告								
204	6 地域資源の持続可能な活用による産業の振興			天竜区役所や春野協働センターなどへの地域材活用を通じて、住宅、店舗などへの地域材活用を促進します。	非住宅建築物への木質化に対する助成事業「天竜材めくもり空間創出事業」を実施。(令和3年度助成数:13件)	引き続き、天竜材の流通促進や認知度向上を図る。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 61ページ-67ページ(～R19)	9	4, 6, 8, 11, 12, 13, 15	林業振興課	
205				認証森林の拡大に引き続き取り組むとともに、流通加工部門での森林認証取得を促進することで、天竜材のブランド化を進めます。	首都圏での展示会参加や大手企業とのセールスミーティング開催等を通じ、FSC森林認証の認知度を向上を計画していたが、コロナの影響で開催を断念。	アフターコロナを見据え、市民や全国に対し、更なるFSC森林認証の認知度向上を推進する。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 58ページ-66ページ(～R19)	9	4, 6, 8, 11, 12, 13, 15	林業振興課	
206				浜松やらまいか交流会などを活用しながら、地域材を市外に対して積極的にPRをしていきます。	平成27年度以降、「浜松やらまいか交流会」は不参加。	首都圏での展示会参加や大手企業とのセールスミーティング開催等を通じ、国内外に天竜材をPRする。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 58ページ-66ページ(～R19)	9	4, 6, 8, 11, 12, 13, 15	林業振興課	
207				浜名湖などの環境資源を活用した滞在プログラムを充実させ、地域の魅力向上を図り、観光客の滞在を促進することで観光産業の活性化を図ります。	平成31年4月に第3期浜名湖観光圏整備計画が認定。8つの推進事業として「ブランド推進事業」、「海の湖カレッジ推進事業」、「カストロメーソールズ推進事業」、「インバウンド推進事業」、「アウトドアツーリズム推進事業」、「広告宣伝事業」、「広域周遊推進事業」、「ガーデンツーリズム推進事業」を実施する。	浜名湖観光圏整備計画に基づき、浜松・浜名湖エリアの魅力度向上を推進する。	継続中	浜名湖観光圏整備推進計画	8		観光・シティプロモーション課	
208	5 環境活動を実施する人が育つ都市	学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	1 学校などにおける環境教育	学校において、発達段階に応じて環境と人間のかかわり方について認識を深め、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育成するよう、分野・対象者別の環境プログラムを提供します。	小中学校において環境学習プログラムを実施した。実施校数(平成27年度:59校、平成28年度:63校、平成29年度:58校、平成30年度:54校、令和元年度:52校、令和2年度:50校、令和3年度:41校)	小中学校に分野・対象別の環境学習プログラムを提供し、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育てる。	継続中	第3次浜松市教育総合計画(後期計画P31)(H27～R6)	4		環境政策課	
209				幼稚園・保育所での浜松版環境学習プログラム「Eスイッチプログラム」の活用や、自然とのふれあい体験を重視した取り組みにより、幼児期から自然を大切にすることを育てていきます。	幼稚園・保育所において環境学習プログラムを実施した。実施園数(平成27年度:27園、平成28年度35園、平成29年度:49園、平成30年度:56園、令和元年度:56園、令和2年度:47園、令和3年度:78園)	幼稚園・保育所へ環境学習プログラムを提供し、幼児期から自然を大切にすることを育てる。	継続中		4	環境政策課		
210				ごみに関する社会科副読本などを活用することにより、3Rの取り組みを推進します。	【事業内容】市内小学4年生を対象に、社会科副読本を作成・配布を行う。 【検証・評価】学校を通して社会科授業内で使用されることで、3Rやごみ減量についてより深く学ぶ機会となっている。	【今後の方針】引き続き小学4年生へ社会科副読本を配布し、環境教育の促進を図る。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P38(H26～R10)	4	12	ごみ減量推進課	
211				学校施設などに設置された太陽光発電設備や緑のカーテン、ビオトープ、地元木材を使った教室や机など身近な設備を教材に、環境保全や環境負荷低減のための取り組みについて理解を深めます。	移動環境教室の展示・パネル説明において、緑のカーテンなどの設備を題材に、環境負荷低減の取り組みへの理解を深めた。展示物・パネル説明参加者 平成27年度:338人 平成28年度:219人 平成29年度:388人 平成30年度:339人 令和元年度:1,068人 令和2年度:386人 令和3年度:234人	学校の設備を教材に、環境負荷低減のための取り組みへの理解を深める。	継続中		4	11, 13	環境政策課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覽

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
212	5 環境活動を実施する人が育つ都市	学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	学校などの教職員に対する環境教育の理解促進	<p>新規環境学習プログラム</p> <p>新規環境学習プログラム</p> <p>平成28年度:わたしの町にもいる!外来生物、地球温暖化と気候変動</p> <p>平成29年度:災害にも役立つ簡単ご飯</p> <p>平成30年度:君も今日から3R博士</p> <p>令和元年度:もっちゃんけん</p> <p>令和2年度:海が大好き!</p> <p>ESDプログラム(テーマ、学校)</p> <p>平成27年度:浜名湖・庄内学園</p> <p>平成28年度:食・東陽中学校</p> <p>令和元年度:里地里山・井伊谷小学校</p> <p>令和3年度:天竜川・和田東小学校</p>	教職員の環境教育を推進するため、環境学習プログラムやESDモデルプログラムを提供する。	継続中		4		環境政策課	
213			教職員の活動をサポートする学校外の専門家として、環境学習指導者や静岡県環境学習コーディネーターなど地域の人材情報を積極的に提供します。	浜松市教育委員会の「はままつりづくりネットワークセンター」と連携し、環境学習指導者の情報を提供した。	引き続き、浜松市教育委員会の「はままつりづくりネットワークセンター」と連携し、環境学習指導者などの情報を積極的に提供する。	継続中		4		環境政策課	
214	3 社会など幅広い場における環境教育の推進	社会など幅広い場における環境教育の推進	エコハウスモデル住宅でのミニ講座等イベントの開催 <p>平成27年度:7回</p> <p>平成28年度:42回</p> <p>平成29年度:26回</p> <p>平成30年度:32回</p> <p>令和元年度:30回</p> <p>※令和元年度末のエコハウスモデル住宅の廃止に伴い終了</p> <p>各種イベント(消費生活展等)への出展や市地球温暖化防止活動推進センターによる若者会議や体験型講座等の開催</p>	引き続き、体験型学習の機会を設定し、環境教育を推進する。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	7, 9, 11, 12	13	カーボンニュートラル推進事業本部		
215			市内の関係施設(施設名略)において、3Rや地球温暖化防止、生物多様性の保全などについて、各施設の特色を活かした講座や体験型学習を企画・開催します。	緑化推進センターを緑化の普及啓発を行う施設として運営した。	引き続き、施設運営を行う。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3~R12)	4		緑政課	
216	4 環境教育を担う人材の育成と積極的な活用	環境教育や環境活動など自ら実施する意欲を高めるため、顕著な取り組みに対して顕彰する制度の設立を検討します。	動物愛護教育センターを中核として、動物愛護教育を推進します。	令和3年度において4つの教育プログラムを用意し、12回、391人に対して動物愛護に係る教育活動を行った。	利用者の意見等を反映させ、教育プログラムの拡充を計っていく。	継続中		4		動物園	
217			協働センターやくらしのセンターなどにおいて、地域の環境美化やごみ問題、3R、環境に配慮した消費生活などに関する学習会を開催するとともに、自治会組織との協働により地域の環境活動を活性化します。	【事業内容】 協働センターなどにおいて、自治会向け学習会「ごみ減量セミナー」を開催し、ごみの分別や3Rの推進など、自治会の環境美化推進員と連携して、地域の環境美化活動を推進する。 【検証・評価】 自治会の環境美化推進員を中心に、地域住民による環境美化活動が展開されている。	【今後の方針】 協働センターやその他の公共施設において、自治会及び一般市民向け講座「ごみ減量セミナー」を開催し、自治会の環境美化推進員とも連携を図り、今後も継続的に地域の環境美化活動の推進を図っていく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P37 (H26~R10)	4	12	ごみ減量推進課	
218	4 環境教育を担う人材の育成と積極的な活用	環境教育や環境活動など自ら実施する意欲を高めるため、顕著な取り組みに対して顕彰する制度の設立を検討します。	環境学習指導者養成講座を開催し、指導者を養成した。	養成講座修了者数 <p>平成27年度:14人</p> <p>平成28年度:14人</p> <p>平成29年度:6人</p> <p>平成30年度:6人</p> <p>令和元年度:13人</p> <p>令和2年度:中止</p> <p>令和3年度:8人 合計77人</p>	引き続き、環境教育を継続的に実施・推進するため、環境学習指導者養成講座などにより、新たな人材を発掘・育成する。	継続中		4		環境政策課	
219			環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が自主的に企画・運営する環境講座やイベント等の活動を支援します。	環境学習指導者のフォローアップ講座を開催した。 <p>平成30年度:「子どもに伝えるってどうやるの」参加者11人</p> <p>令和元年度:ESDとは」参加者15人</p> <p>令和2年度:全8回 参加者15人</p> <p>令和3年度:「十湖池ヒートアップ保全と環境教育」参加者6人</p>	環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が運営する環境講座やイベント等の活動を支援する。	継続中		4		環境政策課	
220			総合的な視点で学校、地域と環境学習指導者や事業者の環境活動をつなぐコーディネーターの育成を図り、積極的に活用していきます。	浜松市教育委員会の「はままつりづくりネットワークセンター」の機能を活用し、環境学習指導者の情報を提供した。	環境学習の視点で学校、地域をつなぐコーディネーターとして、はままつりづくりネットワークセンターを活用する。	継続中	第3次浜松市教育総合計画(後期計画P44)(H27~R6)	4	17	環境政策課	
221	5 スイッチプログラムの充実	環境学習プログラム(Eスイッチプログラム)の充実	NPO・事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを実施した。 <p>平成27年度~令和3年度</p> <p>バスを知らう!バスに乗ろう!(6,030人)</p> <p>太陽熱はあったかい(293人)</p> <p>太陽の力ですごい!(1,610人)</p> <p>地球にやさしいE'クッキング(2,629人)</p>	引き続きNPO・事業者などの技術・専門性を取り入れたプログラムを募集し、Eスイッチプログラムの充実を図る。	継続中		4	17	環境政策課		
222			市域の約7割を占めている森林を環境教育の場として活用する森林散策体験会などの森林環境教育プログラムの普及を図り、森林の有する公益的機能に対する理解・関心を高め、森林の保全につなげていきます。	森林・林業施設の管理・運営を実施した。 <p>○森林・林業体験活動への年間参加者数(人)ノ1,193人(R3)</p>	都市と山村との交流の促進等を目的に、森林交流施設の維持管理を推進する。	継続中	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 61ページ-67ページ(~R19)	4, 6, 8, 9, 11, 12, 13	15	林業振興課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況 (R3年度時点)		関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課		
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		メイン	その他				
223	5 環境活動を実践する人が育つ都市	1 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	環境学習プログラム(ESスイッチプログラム)の充実	市内の高等学校や大学などと連携して、現在生じている環境問題に対応したプログラムの検討を進めます。	環境学習指導者養成講座成果発表において、常葉大学准教授から講座の進め方、注意点などについて教授をいただいた。環境学習指導者フォローアップ講座において、浜北西高等学校教諭から環境学習についての講演を実施した。	市内の高等学校や大学などと連携して、現在生じている環境問題に対応したプログラムの検討を進める。	継続中	4	17	環境政策課		
224			6 各主体との連携	浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつエスイッチ)を中核として、市民・NPO・事業者・学校・行政などあらゆる主体が連携し、情報共有や交流を行う場を提供し、環境教育施策を総合的・体系的に推進します。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつエスイッチ)を中核として、市民・NPO・事業者・学校・行政などあらゆる主体が連携し、情報共有や交流を行う場を提供し、環境教育施策を総合的・体系的に推進します。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつエスイッチ)を中核として、各団体が開催する環境教育事業やイベントなど、互いの情報を共有した。はまつエスイッチ会員数の推移・個人(団体) 平成27年度:132人(32団体) 平成28年度:144人(33団体) 平成29年度:145人(34団体) 平成30年度:152人(38団体) 令和元年度:165人(38団体) 令和2年度:164人(39団体) 令和3年度:170人(39団体)	浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつエスイッチ)を中核として、情報共有や交流を行う場を提供する。	継続中	17	4	環境政策課	
225				ESスイッチプログラム(浜松版環境学習プログラム)の新規プログラムを作成するなど、NPO・事業者・行政の協働による環境教育の充実を図った。(新規)環境学習プログラム 平成28年度:市民の町にもいる! 外来生物、地球温暖化と気候変動 平成29年度:災害にも役立つ簡単ご飯 平成30年度:君も今日から3R博士 令和元年度:もっもまちたんけん 令和2年度:海が大変だ	ESスイッチプログラム(浜松版環境学習プログラム)の新規プログラムを作成するなど、NPO・事業者・行政の協働による環境教育の充実を図った。(新規)環境学習プログラム 平成28年度:市民の町にもいる! 外来生物、地球温暖化と気候変動 平成29年度:災害にも役立つ簡単ご飯 平成30年度:君も今日から3R博士 令和元年度:もっもまちたんけん 令和2年度:海が大変だ	NPO・事業者・行政の協働による環境教育を進める。	継続中	17	4	環境政策課		
226				事業者と連携し、事業場見学や講演会などの開催により、市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供します。	事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを実施した。平成27年度～令和3年度 バスを知ろう! バスに乗ろう! (6,030人) 太陽熱はあったかい(293人) 太陽の力ってすごい(1,810人) 地球にやさしいE-クッキング(2,629人)	引き続き、市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供する。	継続中	17	4	環境政策課		
227		7 環境教育の更なる普及・促進に向けた調査研究	環境教育に関する市民の意識やニーズを調査し、調査結果を踏まえて環境教育施策の普及・促進に努めます。	環境学習の各プログラムの実施状況から環境学習指導者養成講座の内容(自然観察の体験講座、環境学習の進め方・伝え方)を検討した。	引き続き、環境教育に関する市民の意識やニーズを把握し、環境教育施策の普及・促進に努める。	継続中	4	環境政策課				
228		2 多様な主体の行動・参画・協働による環境活動の推進	6 環境美化推進員や地球温暖化防止活動推進員などの地域の環境リーダーが家庭や地域における率先行動や啓発活動に努め、市民一人ひとりが3Rや省エネ行動を実践するよう促します。	【事業内容】 ごみ減量に関する会議等を行い、自治会の環境美化推進員に対してごみ減量に関する知識習得と意識向上を図る。 【検証・評価】 環境美化推進員を対象とした区会議は、新型コロナウイルス感染症拡大状況を受け1区のみで開催となった。コロナ禍でも実施できる研修として、動画視聴による研修会を令和3年3月に実施し、ごみ減量の必要性や具体的な減量方法等について美化推進員の知識習得と意識向上を図った。	【今後の方針】 引き続き環境美化推進員等に対し、ごみ減量に関する知識習得と意識向上のための研修会等を開催し、環境美化推進員のスキルアップを図ること、自治会組織と連携した環境活動を推進する。	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的な行動 P38 (H26～R10)	17	12	ごみ減量推進課	環境政策課		
229				4 緑地保全や緑化推進を行う団体の創設や活動の拡大を促し、協働による取り組みを推進します。	①(仮称)みどりのまちづくり推進本部運営事業(本部の下部組織設立) ②花と緑のまち・浜松推進事業(推進市民協議会の推進の取組推進) ③みどりのパートナーシップ事業(拠点づくり) ④普及・啓発事業(育苗施設増設) ⑤環境市民のたねまき事業 ⑥花壇等拠点整備事業(企業花壇の拡大、シンボル花壇の増設、功労者表彰年12団体) ⑦優良緑化事業者顕彰事業 ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①委員会のような組織体をつくる施策から、多様な活動が生まれやすい環境をつくる仕組みづくりの施策に変更とした。 ②今後について、①と同じ。 ③ソフト事業から取り組むこととし、ハード整備は見送る。 ④苗木、資材交付事業について、交付対象を整理したことで、当初見込みよりも育苗施設増設の必要性が低下したため、今後取り組む予定なし。 ⑤多様な活動が生まれやすい環境をつくる仕組みづくりの施策(①事業)に引き続く。 ⑥継続 ⑦今後、取り組むか否か検討する。	浜松市緑の基本計画 P109～113 (~R2)	17		緑政課		
※No229 ①②事業状況報告	花みどり担当部内にワーキンググループを立ち上げ、記事・写真の作成や市民協働に関する職員研修を行うと共に、市役所ホームページにおいて、「みどり生活を愉しむ」ページを新たに開設するための協議を行った。 緑政課緑政グループがみどりに関する相談窓口を始めた。(相談件数:9件)	「みどり生活を愉しむ」ページを公開し、コンテンツを充実させていく。また、Facebook、Twitter等のSNSを活用してホームページへの誘導を図る。令和4年度からスタートする人材育成事業を活用し、みどりを活用してまちづくりに取り組み人材の育成や掘り起こしを行う。	浜松市緑の基本計画 R3～R12)		17		緑政課					
※No229 ⑥事業状況報告	企業に呼びかけ、企業展示花壇の充実を図った。	引き続き、企業展示花壇の充実に努める。	浜松市緑の基本計画 R3～R12)		17		緑政課					
※No229 ⑦事業状況報告	花壇を対象とした花と緑のコンクールを実施した。	引き続き、コンクールを行う。	浜松市緑の基本計画 R3～R12)		17		緑政課					
			事業者が工場その他の事業所の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めていただくよう「浜松市緑の保全及び育成条例」(昭和62年3月31日)に基づき、緑化の推進を指導した。	引き続き、「浜松市緑の保全及び育成条例」に基づき、緑化の推進を指導する。	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	17		緑政課				

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覽

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況 (R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
229	5	環境活動を実践する人が育つ都市	多様な主体の行動・参画・協働による環境活動の推進	新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討した。	市民緑地制度の活用について、引き続き検討する。	新規	浜松市緑の基本計画 R3~R12)	17		緑政課	
				緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として(仮称)浜松版カニワ制度を検討した。	(仮称)浜松版カニワ制度について引き続き検討する。						
230	ウ		浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつEスイッチ)を活用して多様な主体の交流や連携を促し、環境教育の協働取り組みを推進します。	令和3年度は、新型コロナウイルスの影響によりイベントは開催できなかったが、環境学習指導者フォローアップ講座において環境保全活動を行う団体との交流を深めた。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつEスイッチ)を活用して多様な主体の交流や連携を促し、環境教育の協働取り組みを推進する。	継続中	浜松市緑の基本計画 R3~R12)	17	4	環境政策課	
				緑化推進センターを緑化の普及啓発を行う施設として運営した。	引き続き、施設運営を行う。						
231	エ		市民団体、事業者、行政が連携して環境保全活動に取り組み、地域の生物多様性を守ります。	浜松市生きものパートナーシップ協定を締結した。 令和元年度 市民団体 大栗安柳田倶楽部 事業者 株式会社アイエグゼック 行政 浜松市 令和3年度 市民団体 NPO法人浜松市東区の自然と文化を残そう会 事業者 大和ハウス工業株式会社 浜松支店 行政 浜松市	引き続き、市民団体、事業者、行政が連携して環境保全活動に取り組み、地域の生物多様性を守ります。	継続中	生物多様性はまつ戦略 (H25~R4)	17	14.15	環境政策課	
232	3	「体験の機会」の整備と情報提供	環境教育等促進法第20条に基づき、NPOや事業者が提供する自然体験活動などに対して市長が認定を行う「体験の機会」について、制度の周知に努めます。	「体験の機会」の制度について、候補となりうる企業に照会を行った。	「体験の機会」の認定の手続きを進める。	継続中		4	17	環境政策課	
				「体験の機会」に認定された場やその活動内容について、ホームページなどで広く紹介します。	認定した「体験の機会」については、市のホームページで利用者のニーズに合った場を案内する。(現在、市認定の「体験の機会」はない)						
233	イ			「体験の機会」に認定された場やその活動内容について、ホームページなどで広く紹介します。	認定した「体験の機会」については、市のホームページで利用者のニーズに合った場を案内する。(現在、市認定の「体験の機会」はない)	継続中		4	17	環境政策課	
234	4	職場における環境活動、環境保全の意識の増進及び環境教育並びに協働取り組み	1 事業者への支援	事業者に対して、環境学習指導者の派遣や出前講座を実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援した。	事業者に対する環境学習指導者の派遣や出前講座を継続的に実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援する。	継続中		4		環境政策課	
				出前講座 地球温暖化対策について							
235				事業者が行う環境学習プログラムを募集し、環境学習サポートガイドブックで紹介することで、事業者による環境教育の取り組みを支援します。	事業者が行う環境学習プログラムを環境学習サポートガイドブックで紹介した。 バスを知らう！バスに乗ろう！(遠州鉄道株式会社) 太陽熱があつたかい(矢崎エンジニアリング株式会社) 太陽の力ですごい(エネシエ株式会社) 地球にやさしいE'クッキング(サウアエナジー株式会社)	継続中		4	17	環境政策課	
236	ウ			事業者がCSRとして環境活動に取り組みやすいよう、海岸の清掃活動などの情報提供を行った。	事業者がCSRとして環境活動に取り組みやすいよう、海岸の清掃活動などの情報を提供するとともに、自主的な清掃活動の支援を実施した。	継続中		17		環境政策課	
				事業者による自発的な海岸などの清掃を推進するため、清掃用品の提供や、一般参加者募集情報の市公式ホームページへの掲載する支援制度を実施した。							
237	2	環境に関する研修などの充実	庁内の各部署が、所管する事務事業と環境との関わりを認識し、環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう市職員の意識向上を図ります。	環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう、生物多様性の管理指標等の実績調査を実施した。 生物多様性はまつ戦略の進捗管理指標調査(22課) 市民マナー条例(5課)	引き続き、環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう市職員の意識向上を図る。	継続中		4		環境政策課	
238	イ		庁内の各部署の温暖化対策推進員に対し、省エネルギーの取り組みとその効果に関する研修を行い、省エネ行動の定着に努めます。	温暖化対策推進員研修の開催 平成27年度:4/21 浜北区役所 9/27 本庁 平成28年度:6/28 西区役所 7/1 天竜区役所 7/5 本庁 平成29年度:9/25 天竜区役所 9/27 地域情報センター 平成30年度:4/24 地域情報センター 4/27 天竜区役所 令和3年度:Web研修	引き続き、温暖化対策推進員向けの研修を行い、省エネ行動の定着に努める。	継続中	浜松市役所温暖化対策マネジメントシステム	18		カーボンニュートラル推進事業本部	
239	5	環境教育の場の整備や充実	森林、河川、海岸、里山などに近接する公園や公共施設を活用し、それぞれの地域で環境保全に取り組む団体などと連携して、環境教育のための情報発信や実践活動のできる拠点として整備・充実を図ります。特に、佐鳴湖や遠州灘、浜名湖周辺の拠点整備や、静岡県立森林公園、静岡県森林・林業研究センターなどとの連携強化に取り組めます。	緑化推進普及・啓発事業の一環としての市内教育活動拠点の機能整理と活用連携計画について未実施。	検討・見直しの結果、ソフト事業から取り組むこととし、ハード整備は見送る。	廃止	浜松市緑の基本計画 P117~118 (~R2)	4		緑政課	
240	イ		省エネルギー・省資源型の市有施設を整備し、環境に配慮した施設・設備への理解を深めます。	省エネ改修工事やLED照明の導入を継続的に実施した。	引き続き、省エネ改修工事やLED照明の導入を推進する。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(R3~)	18	7, 12	カーボンニュートラル推進事業本部	
241	ウ		動物園において、生物多様性の保全や種の保存を推進する施設として、教育プログラムの充実を図ります。	令和3年度において12の教育プログラムを用意し、91回、4,435人に対して教育活動を行った。 指標(動物愛護センター分を含む)は教育活動実施回数(140回/6000人)	利用者の意見を反映させ、教育プログラムの拡充を計っていく。	継続中		4		動物園	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		関係するSDGs	担当課	関連課							
				進捗・評価	関係計画・ビジョン等										
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針	メイン	その他								
242	5	環境活動を実施する人が育つ都市	6	環境教育の場の整備や発表	エ	今後建設していく新清掃工場に、環境教育啓発施設を併せて整備します。	環境政策課及びごみ減量推進課と連携し、環境教育啓発施設の展示内容について協議を進めた。	環境政策課及びごみ減量推進課と連携し、環境教育啓発施設が利用できるような整備していく。	継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P38	4		17	環境政策課	
243			6	環境情報の積極的な発信	ア	本市の生活環境や自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を体系的に整備し、市ホームページなどで積極的に公開するよう努めます。	自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を、閲覧しやすいように体系的にまとめて市ホームページで公開した。	引き続き、本市の自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を市ホームページなどで公開する。	継続中		4		17	環境政策課	
244				市民・NPO・事業者・学校などの環境教育に関する取り組みについて、浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつエススイッチ)を活用し、各主体間で情報を共有します。		浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつエススイッチ)を核として、各団体が開催する環境教育事業やイベントなど、互いの情報を共有した。はまつエススイッチ事務局(個人・団体)平成27年度:132人(32団体)平成28年度:144人(33団体)平成29年度:145人(34団体)平成30年度:152人(36団体)令和元年度:165人(38団体)令和2年度:164人(39団体)令和3年度:170人(39団体)	引き続き、市民・NPO・事業者などの環境に関する取り組みを浜松市環境教育ネットワークを中核として、情報を共有する。		継続中		17		17	環境政策課	
245				市ホームページで環境教育の取り組みを情報発信するとともに、環境学習会や環境活動などの情報について、SNSなどを活用して迅速に発信していきます。	ウ	環境学習会や環境活動などの情報について、ホームページやフェイスブックなどのSNSを活用して迅速に発信した。	環境学習会や環境活動などの情報について、ホームページやフェイスブックなどのSNSを活用して迅速に発信する。		継続中		4	17	17	環境政策課	
246				本市に多数在住する外国人向けに、節電やごみの分別方法など生活に密着した環境情報や、森林や里山などの自然体験活動の情報などをわかりやすく発信していきます。	エ	【事業内容】国際交流協会と連携し「ごみ減量」や「ごみの出し方」のPR方法について検討する。 【検証・評価】新型コロナウイルス感染症予防対策のため、イベントで情報発信をすることができなかった。	【今後の方針】引き続き国際交流協会との連携について模索していく。外国人向けのごみ減量冊子の作成を検討する。		継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】第5章 施策の展開と具体的行動 P37(H26～R10)	10	12	17	ごみ減量推進課	
247				「ごみ・資源物の正しい出し方」として7か国語(英語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、中国語、韓国語、フィリピン語)の作成・配布。		自治会等からの要望に対し検討し必要に応じて、他の言語についても作成の検証を行う。内容に見直しがある場合には修正を行う。			継続中	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編】(H26～R10) P37	11		17	環境政策課	
247				川や湖を守る条例や市民マナー条例の周知啓発にあたり、外国語のチラシを作成するなどし、外国人向けにわかりやすく発信した。		環境を守るための取り組みや森林や里山などの自然体験活動の情報などをだれにでもわかりやすく発信する。			継続中		17		17	環境政策課	
247				広報紙やパンフレットなどの紙媒体に加えて、最新の情報発信技術を活用して、いずれの年代でも利用しやすい効果的な情報の発信方法を研究していきます。	オ	見やすわかりやすい広報紙やパンフレットの作成を心掛けるとともに、フェイスブックなどのSNSを活用して効果的に情報を発信した。	引き続き、最新の情報発信技術を活用しての効果的な情報発信方法を研究する。		継続中		17		17	環境政策課	
248			7	国際的な視点での取り組み	ア	国際協力機構(JICA)等と連携し、開発途上国などの海外から研修員を受け入れます。また、市民や市民活動団体に対して、国際協力に関する啓発活動や情報提供を行います。	コロナ禍により海外諸都市からの研修生受入等はできていないものの、開発途上国における水道事業の技術支援に向けてオンラインで講座を進めた。また、浜松国際交流協会の活動への後援などを通して、国際理解教育活動を側面支援した。	引き続きJICA等と連携し、海外からの研修生受入等を行う。また、浜松国際交流協会の活動への後援などを通して、国際理解教育活動を側面支援する。	継続中	第2次浜松市国際戦略プラン(2019年度・H31～2023年度・R5)	6			国際課	
249				都市・自治体連合(UCLG)を通じた交流や、国外の都市との連携による環境施策などの事例の収集・情報交換を行い、国際協力や都市間連携に努めます。		都市・自治体連合(UCLG)への参加を通して、世界的な環境課題に対する事例を収集した。国際的な組織に加盟することで実現できた。	引き続き世界的な環境課題に対する事例の収集・情報交換に努める。		継続中	第2次浜松市国際戦略プラン(2019年度・H31～2023年度・R5)	17			国際課	
250				地球規模で環境に配慮した行動が求められていることから、外国のくらし・文化・歴史などに触れることで多様な価値観や人権を尊重する意識を育み、多文化共生への理解促進を図ります。		浜松国際交流協会との連携や国際交流員による出前講座の実施を通して、異文化への理解を深めた。地域資源を有効に活用できた。	引き続き、国際交流協会や国際交流員等の地域資源を活用して、異文化への理解を醸成したい。		継続中	第2次浜松市多文化共生都市ビジョン(2018年度・H30～2022年度・R4)	11			国際課	
251				既存の環境教育や環境活動の取り組みをESDの視点で捉え直し、様々な主体が連携するために必要な情報提供を行うなど、国際的な視点に立ったESDの推進を図ります。	エ	ESDのモデルプログラムを作成した。平成27年度 浜名湖を未来に受け継ごう(庄内学園)平成28年度 食から見る世界(東陽中学校)令和元年度 田んぼでつながる人と自然(井伊谷小)令和3年度 天竜川を知らう(和田東小学校)	環境教育や環境活動の取り組みをESDの視点で捉え直し、国際的な視点に立ったESDの推進を図る。		継続中		4			環境政策課	
252				市内の学校にESDの推進拠点として位置づけられている、ユネスコスクール等の取り組みを学校外に広く紹介し、ESD活動の普及に努めます。	オ	ESDの取り組みを地域や学校等で実践できるよう、モデルプログラムを紹介した。ESスイッチサポートガイドブック掲載 浜名湖を未来に受け継ごう(庄内学園)食から見る世界(東陽中学校)田んぼでつながる人と自然(井伊谷小)天竜川を知らう(和田東小学校)	引き続き、ESDの取り組みを地域や学校等で実践できるよう、モデルプログラムを紹介する。		継続中		4			環境政策課	
253			8	市民や事業者の行動改革の促進		環境分野だけでなく、消費者教育、防災教育、福祉教育、食育、多文化共生教育、みどり教育、まちづくり教育など、多様な分野において持続可能な社会の重要性を認識した教育や啓発に取り組み、市民や事業者の行動変革を促します。	主に小中学生を対象にエンカル消費・フェアトレードを意識した消費者教育・啓発を実施し、消費生活のあり方について意識の向上を図ることができた。	市民・事業者に対し、エンカル消費・フェアトレードの必要性を理解してもらうための啓発を行うとともに、義務教育課程(授業)にも取り入れていく。	継続中	・第二次浜松市消費者教育推進計画(R3～R7) ・第3次浜松市教育総合計画(H27～R6)	12			市民生活課	
254				行政や市民団体等から情報を収集し、それらを基に地域での教育・保育施設に多様な分野の講座を提供するような「地域の人づくり拠点」を構築します。	イ	浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつエススイッチ)と浜松市教育委員会「はまつ人づくりネットワークセンター」の連携により、行政や市民団体等の講座や人材育成の情報を共有した。	引き続き、浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつエススイッチ)と浜松市教育委員会「はまつ人づくりネットワークセンター」の連携により、行政や市民団体等の講座や人材育成の情報を共有する。		継続中		17	4		環境政策課	
				防災教育における持続可能な環境活動が見出せないため未実施			検討したものの、啓発の中で言及できる側面がないため廃止する。		廃止		4			危機管理課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R3年度時点)		進捗・評価	関係計画・ビジョン等	関係するSDGs		担当課	関連課
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針			メイン	その他		
255	5 環境活動を実践する人が育つ都市	8 市民や事業者の行動改革の促進	事業者の環境経営を推進するために、エコアクション21やISO14001などの取得を促すとともに、市が環境改善につながる技術開発、地域活動を認定・表彰する制度を推進します。	エコアクション 取得支援セミナーの開催 平成28年度:5事業者 平成29年度:9事業者 平成30年度:7事業者 令和元年度:6事業者 令和2年度:8事業者 令和3年度:8事業所	取得支援セミナーを継続して開催する。	継続中	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	13	7, 9, 11, 12	カーボンニュートラル推進事業本部	
256			市民が日常的に実践している環境に関する取組みがSDGs(持続可能な開発目標)の達成に繋がることを市民に認知してもらうとともに、環境とSDGsの一体的な普及啓発を行います。	YouTube上で環境とSDGsをテーマとした6秒間のバンパー広告11種および3分間のインストリーム広告3種を配信した。 全14種の動画の合計視聴回数:5,714,704回	市民が自身の環境とSDGsに関する活動や取組をInstagramに投稿するキャンペーンを実施し、市民の行動変容を促すとともに行動を起こしていない市民への情報拡散を図る。						
257	9 高齢世代が参画・活躍する場づくり	A	元気で意欲的な高齢者を地域の環境リーダーや環境教育の担い手として積極的に活用していきます。	元気で意欲的な高齢者を移動環境教室の環境学習指導者として活用した。環境学習指導者の年齢構成(155人中) 20代:2人、30代:8人、40代:24人、50代:27人、60代:35人、70代:41人、80代:18人 移動環境教室実施コマ数(多い順) 1:98コマ(80代) 2:75コマ(70代) 3:39コマ(50代)	引き続き、元気で意欲的な高齢者を地域の環境リーダーや環境教育の担い手として積極的に活用する。	継続中		17	4	環境政策課	
258			地域との連携・協働を強化し、市民一人ひとりがエコライフを実践する地域づくりを目指します。	地域と連携・協働して、希少種の保護事業を実施した。 ビオトープの整備・維持(正業寺水利組合) ヤリタナゴの保全・提供(富士通ゼネラル) 里地里山学習、ヤリタナゴの放流(井伊谷小学校)	引き続き、地域との連携・協働を強化し、市民一人ひとりがエコライフを実践する地域づくりを目指す。						

参考:SDGs目標

- 貧困:貧困をなくそう**
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
- 飢餓:飢餓をゼロに**
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 保健:すべての人に健康と福祉を**
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 教育:質の高い教育をみんなに**
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- ジェンダー:ジェンダー平等を実現しよう**
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 水・衛生:安全な水とトイレを世界中に**
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- エネルギー:エネルギーをみんなに、そしてクリーンに**
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 経済成長と雇用:働きがいも経済成長も**
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- インフラ、産業化、イノベーション:産業と技術革新の基盤をつくろう**
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 不平等:人や国の不平等をなくそう**
国内及び各国間での不平等を是正する
- 持続可能な都市:住み続けられるまちづくりを**
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 持続可能な消費と生産:つくる責任、つかう責任**
持続可能な消費生産形態を確保する
- 気候変動:気候変動に具体的な対策を**
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 海洋資源:海の豊かさを守ろう**
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 陸上資源:陸の豊かさを守ろう**
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 平和:平和と公正をすべての人に**
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を遂行し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 実施手段:パートナーシップで目標を達成しよう**
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

